別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第１章　総　則	第１章　総　則
（輸入の具体的な時期） ２－１　法第２条第１項第１号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。 なお、法第２条第３項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。 ⑴～⑸　（省略） ⑹　無許可輸入に係る貨物の場合　　陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあっては、それぞれその引取りの時 イ　保税地域（指定保税地域、保税蔵置場（法第 42 条第１項に規定する許可を受けた場所又は法第 50 条第１項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税工場（法第 56 条第１項に規定する許可を受けた場所又は法第 61 条の５第１項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）、法第 30 条第１項第２号《許可を受けて保税地域外に置く外国貨物》の規定により税関長が指定した場所（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物 ロ　（省略）	（輸入の具体的な時期） ２－１　法第２条第１項第１号（（輸入の定義））に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。 なお、法第２条第３項（（みなし輸入））の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあつては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。 ⑴～⑸　（同左） ⑹　密輸入に係る貨物の場合　　陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあつては、それぞれその引取りの時 イ　保税地域、法第 30 条第１項第２号（（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物））の規定により税関長が指定した場所（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物 ロ　（同左）
（輸出の具体的な時期） ２－５　法第２条第１項第２号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。 ⑴　船舶又は航空機自体の輸出の場合　　外国の国籍又は仮国籍を取得した後（外国における引渡しのため回航されるものにあっては、その回航のため）初めて本邦を出発する時	（輸出の具体的な時期） ２－５　法第２条第１項第２号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。 ⑴　船舶又は航空機自体の輸出の場合　　外国の国籍又は仮国籍を取得した後（外国における引渡しのため回航されるものにあつては、その回航のため）初めて本邦を出発する時

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑵　（省略） ⑶　郵便物の輸出の場合　　郵便事業株式会社通関支店（以下「通関支店」という。）において税関検査が終了した時 ⑷及び⑸　（省略） 第２章　関税の確定、納付、徴収及び還付 第１節　通　則 （特殊な場合における協定税率の適用） ３－４　次に掲げる場合における協定税率の適用については、それぞれ次による。 ⑴　法第４条第１項第２号に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物を輸入する場合　　その貨物の輸入の際までに後記 68－３－７に規定する方法によりその原料の原産地が認定できるものに限り、協定税率を適用する。 ⑵　法第 45 条第１項（第 62 条、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第５項（第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 62 条の６第１項、第 65 条第１項、第 97 条第３項、第 118 条第５項、第 118 条第６項又は第 134 条第４項から第６項までの規定により関税を徴収する場合　　それぞれの規定による関税の徴収の際までに後記 68－３－７に規定する方法によりその原産地の認定ができるものに限り、協定税率を適用する。	⑵　（同左） ⑶　郵便物の輸出の場合　　通関局において税関検査が終了した時 ⑷及び⑸　（同左） 第２章　関税の確定、納付、徴収及び還付 第１節　通　則 （特殊な場合における協定税率の適用） ３－４　次に掲げる場合における協定税率の適用については、それぞれ次による。 ⑴　法第４条第１項第２号((保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期))に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物を輸入する場合　　その貨物の輸入の際までに後記 68－３－７（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法）に規定する方法によりその原料の原産地が認定できるものに限り、協定税率を適用する。 ⑵　法第 45 条第１項((保税蔵置場の許可を受けた者からの関税の徴収))、第 62 条((保税工場))、第 62 条の７((保税展示場))及び第 62 条の 15((総合保税地域))において準用する場合を含む。）、第 61 条第５項((保税工場外にある外国貨物等についての関税の徴収))（第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 62 条の６第１項((許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収))、第 65 条第１項((運送期間の経過に因る関税の徴収))、第 97 条第３項((遺失物等についての関税の徴収))、第 118 条第５項((犯罪貨物等についての関税の徴収))、第 118 条第６項((賍物犯の犯人からの徴収))又は第 134 条第４項から第６項まで((領置物件又は差押物件についての関税の徴収))の規定により関税を徴収する場合　　それぞれの規定による関税の徴収の際までに後記 68－３－７に規定する方法によりそ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑶　（省略） ⑷　輸入郵便物が公売又は売却される場合　　後記 68－３－７に規定する方法のほか、当該郵便物の差出人の住所、発送国において国際郵便業務を行っている事業体等のスタンプ等によりその原産地が認定できるときは、協定税率を適用する。 ⑸　本邦産品（保税工場又は総合保税地域で外国貨物を原料として製造した貨物のうち、本邦産品と認められるものを含む。ただし、その貨物が法第４条第１項第２号に係る同項ただし書の規定の適用を受けるものである場合を除く。）が輸入される場合　　その輸入申告の際に本邦産品であることが明らかであるものに限り、便宜、協定税率を適用する。 （賦課課税方式に関する用語の意義） ６の２－２　法第６条の２第１項第２号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。 ⑴　同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。 イ　（省略） ロ　保税運送貨物が指定期間内に運送先に到着しなかったため徴収する関税及び船用品又は機用品が指定期間内に積み込まれなかったため徴収する関税（法第 65 条第１項及び第 23 条第６項） ハ　保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税（法第 45 条第１項（第 36 条、第 41 条の３、第 61 条の４、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第５項（第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用す	の原産地の認定ができるものに限り、協定税率を適用する。 ⑶　（同左） ⑷　輸入郵便物が公売又は売却される場合　　後記 68－３－７に規定する方法のほか、当該郵便物の差出人の住所、発送国の郵政官署のスタンプ等によりその原産地が認定できるときは、協定税率を適用する。 ⑸　本邦産品（保税工場又は総合保税地域で外国貨物を原料として製造した貨物のうち、本邦産品と認められるものを含む。ただし、その貨物が法第４条第１項第２号((保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期))に係る同項ただし書の規定の適用を受けるものである場合を除く。）が輸入される場合　　その輸入申告の際に本邦産品であることが明らかであるものに限り、便宜、協定税率を適用する。 （賦課課税方式に関する用語の意義） ６の２－２　法第６条の２第１項第２号（（賦課課税方式））に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。 ⑴　同号ニ（（一定の事実が生じた場合に直ちに徴収する関税））に規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。 イ　（同左） ロ　保税運送貨物が指定期間内に運送先に到着しなかつたため徴収する関税及び船用品又は機用品が指定期間内に積み込まれなかつたため徴収する関税（法第 65 条第１項及び第 23 条第６項） ハ　保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税（法第 45 条第１項（第 36 条、第 41 条の２、第 62 条、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第５項（第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る場合を含む。）第 62 条の５及び第 62 条の６第１項） ニ及びホ　（同左） ⑵　同号ホに規定する「関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税」とは、次に掲げる関税をいう。 イ　地位協定特例法第 12 条第１項の規定の適用又は準用を受ける物品に対する関税（同条第２項及び国連軍協定特例法第４条） ロ　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例法に関する法律第４条第１項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等に対する関税（同条第３項） ⑶　令第３条第２項第３号にいう「外国貨物として使用しないこととなつたもの」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなったこと等の理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「不用船（機）用品」という。）又は船舶若しくは航空機の資格内変の際に残存する船用品若しくは機用品（以下「残存船（機）用品」という。）をいう。 第２節　申告納税方式による関税の確定 （特例申告の方法） ７の２―１　特例申告の方法は次による。 ⑴　輸入の許可ごとに特例申告を行う場合 特例申告書（「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―1 及び C―5025―2）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「〇簡」と朱書きしたものをいう。以下同じ。）に、令第４条の２第１項《特例申告書の記載事項》に規定する事項を記載させ、3 通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行った税関官署又は当該税関官署を管轄する税関の本関に提出させることにより行われる。こ	を含む。）第 62 条の５及び第 62 条の６第１項） ニ及びホ　（同左） ⑵　同号ホ（（賦課課税方式によるものとされている関税））に規定する「関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税」とは、次に掲げる関税をいう。 イ　地位協定特例法第 12 条第１項（（免税物品の譲受の際の関税の徴収））の規定の適用又は準用を受ける物品に対する関税（同条第２項及び国連軍協定特例法第４条） ロ　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例法に関する法律第４条第１項本文（（免税輸入資材等の譲受の制限））の規定の適用を受ける資材等又は製品等に対する関税（同条第３項） ⑶　令第３条第２項第３号（（賦課課税方式が適用される不用船（機）用品等））にいう「外国貨物として使用しないこととなつたもの」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなつたこと等の理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「不用船（機）用品」という。）又は船舶若しくは航空機の資格内変の際に残存する船用品若しくは機用品（以下「残存船（機）用品」という。）をいう。 第２節　申告納税方式による関税の確定 （特例申告の方法） ７の２―１　特例申告は、特例申告書（「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―1 及び C―5025―2）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「〇簡」と朱書きしたものをいう。以下同じ。）に、令第４条の２第１項《特例申告書の記載事項》に規定する事項を記載させ、3 通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行つた税関官署又は当該税関官署を管轄する税関の本関に提出させることにより行われる。この場合において、前記 7―4（特例申告を除く納税申告の方法）及び後記 67―3―2（輸入申告の手続）の(1)ただし書の規定を準用する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の場合において、前記 7―4（特例申告を除く納税申告の方法）及び後記 67―3―2（輸入申告の手続）の(1)ただし書の規定を準用する。 ⑵　複数の輸入の許可をまとめて特例申告（以下「一括特例申告」という。）を行う場合 上記(1)によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記⑴により行うこととするので留意する。 (ｲ)　一括特例申告は、特例申告書の上部余白に「一括」と付記したものを使用する。 (ﾛ)　統計品目番号、適用税率及び原産国が同一である場合には１欄にまとめて行う。 (ﾊ)　一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、特例輸入者承認番号、輸入許可を受けたときの申告番号及び引取担保番号を記載する。	
（特例輸入者の承認申請手続） ７の２－５　法第７条の２第１項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記７の９－１までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書」（Ｃ－9000）（以下この項から後記７の９－１までにおいて「承認申請書」という。）２通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する統括審査官（以下「特例申告担当統括官」という。以下同じ。）に提出することにより行わせる。 ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記７の 13－１までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後期７の 13－１までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この項から後期７の 13－１までにおいて同じ。）へ提出することを妨げな	（特例輸入者の承認申請手続） ７の２－５　法第７条の２第１項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記７の９－１までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定輸出者承認申請書」（Ｃ－9000）（以下この項から後記７の９－１までにおいて「承認申請書」という。）２通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する統括審査官（以下「特例申告担当統括官」という。以下同じ。）に提出することにより行わせる。 ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記７の 13－１までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後期７の 13－１までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この項から後期７の 13－１までにおいて同じ。）へ提出することを妨げな

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
い。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。 　なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。 ⑴及び⑵　（省略） （承認等の通知） ７の２－７　令第４条の５第３項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。 ⑴　申請者への通知は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認通知書」（Ｃ－9010）又は「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者不承認通知書」（Ｃ－9020）（以下この節において「承認通知書等」という。）を交付することにより行うこととする。 ⑵及び⑶　（省略） （承認内容の変更手続） ７の２－８　令第４条の５第４項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届」（Ｃ－9030）２通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。また、法第７条の５第１号イからホまでのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。 　また、法第第７条の 11 第１項第２号から第４号までのいずれかに該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。 （承認の取消しの手続等） ７の 12－１　法第７条の 12 第１項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り	い。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。 　なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。 ⑴及び⑵　（同左） （承認等の通知） ７の２－７　令第４条の５第３項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。 ⑴　申請者への通知は、特例輸入者・特定輸出者承認通知書」（Ｃ－9010）又は「特例輸入者・特定輸出者不承認通知書」（Ｃ－9020）（以下この節において「承認通知書等」という。）を交付することにより行うこととする。 ⑵及び⑶　（同左） （承認内容の変更手続） ７の２－８　令第４条の５第４項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届」（Ｃ－9030）２通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。また、法第７条の５第１号イからホまでのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。 　また、法第第７条の 11 第１項第２号から第４号までのいずれかに該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。 （承認の取消しの手続等） ７の 12－１　法第７条の 12 第１項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
消す場合の取扱いについては、次による。 ⑴～⑶　（省略） ⑷　令第４条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認取消書」（Ｃ－9050）を、交付することにより行うものとする。 （承継の承認申請手続等） ７の 13－１　法第７条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。 ⑴　特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認申請書」（Ｃ－9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）２通（原本、申請者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。 　ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。 ⑵～⑹　（省略） ⑺　承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認書」（Ｃ－9070）を、承認しないときは、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の不承認書」（Ｃ－9080）を交付することにより行う。 第４節　関税の納付及び徴収 （納税申告がされた貨物についての関税の徴収） ９の５－５　納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第９条第１項又は法第９条の２第１項から第３項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であっても輸入許可前に次に掲げる規定に該	消す場合の取扱いについては、次による。 ⑴～⑶　（同左） ⑷　令第４条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者・特定輸出者承認取消書」（Ｃ－9050）を、交付することにより行うものとする。 （承継の承認申請手続等） ７の 13－１　法第７条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。 ⑴　特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定輸出者承認の承継の承認申請書」（Ｃ－9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）２通（原本、申請者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。 　ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。 ⑵～⑹　（同左） ⑺　承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者・特定輸出者承認の承継の承認書」（Ｃ－9070）を、承認しないときは、「特例輸入者・特定輸出者承認の承継の不承認書」（Ｃ－9080）を交付することにより行う。 第４節　関税の納付及び徴収 （納税申告がされた貨物についての関税の徴収） ９の５－５　納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第９条第１項又は法第９条の２第１項から第３項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であつても輸入許可前に次に掲げる規定に該

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徴収することとなるので、留意する。 (注)　輸入申告がされた貨物が、輸入の許可前に、法第 97 条第３項、第 118 条第５項又は第 134 条第４項から第６項までの規定に該当することとなる場合には、法第 97 条第４項（法第 118 条第７項又は第 134 条第７項において準用する場合を含む。）の規定により、その関税はそれぞれ法第 97 条第３項等の規定により徴収することとなる。 ⑴　法第 45 条第１項（法第 36 条、第 41 条の３、第 61 条の４、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。） ⑵　法第 61 条第５項（法第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。 ⑶　法第 85 条第１項 ⑷　法第 118 条第６項 （同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い） ９の５－６　同一の外国貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱いは、次による。ただし、裁判等の関係により先順位の関税の徴収が不確実と認められる場合においては、後順位の関税をまず徴収する。この場合において、判決の確定等により先順位の関税を徴収するに至ったときは、既に徴収している関税を過誤納金として還付する。 ⑴　法第 97 条第２項の規定に基づく通知を受けた外国貨物について、法第 118 条第５項又は法第 134 条第６項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が、法第 97 条第３項の規定により徴収する関税に優先する。 ⑵　法第 112 条の犯罪を犯した者が明らかである場合において、当該犯罪	当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徴収することとなるので、留意する。 (注)　輸入申告がされた貨物が、輸入の許可前に、法第 97 条第３項（(遺失物等に係る関税の徴収)）、第 118 条第５項（(犯罪貨物等の所有者からの関税の徴収)）又は第 134 条第４項から第６項まで（(領置物件等に係る関税の徴収)）の規定に該当することとなる場合には、法第 97 条第４項（(関税の賦課手続の調整)）（法第 118 条第７項又は第 134 条第７項において準用する場合を含む。）の規定により、その関税はそれぞれ法第 97 条第３項等の規定により徴収することとなる。 ⑴　法第 45 条第１項（(保税蔵置場の許可を受けた者からの関税の徴収)）（法第 36 条、第 62 条、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。） ⑵　法第 61 条第５項（(保税工場外における保税作業に係る保税工場の許可を受けた者からの関税の徴収)）（法第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。 ⑶　法第 85 条第１項（(公売代金等の充当)） ⑷　法第 118 条第６項（(犯人からの関税の徴収)） （同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い） ９の５－６　同一の外国貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱いは、次による。ただし、裁判等の関係により先順位の関税の徴収が不確実と認められる場合においては、後順位の関税をまず徴収する。この場合において、判決の確定等により先順位の関税を徴収するに至つたときは、既に徴収している関税を過誤納金として還付する。 ⑴　法第 97 条第２項（(水難救護法等の規定により処分する場合の通知)）の規定に基づく通知を受けた外国貨物について、法第 118 条第５項又は法第 134 条第６項の規定により関税を徴収することとなつたときは、これらの規定により徴収する関税が、法第 97 条第３項の規定により徴収する関税に優先する。 ⑵　法第 112 条（(密輸貨物の運搬等をする罪)）の犯罪に係る犯人がある

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に係る貨物につき法第 97 条第３項又は、第 134 条第４項から第６項までの規定により、領置物件等の返還を受けるべき者から関税を徴収することとなったとき、若しくは法第 118 条第５項の規定により犯罪貨物等の所有者から関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が当該犯罪を犯した者から徴収する関税に優先する。	場合において、当該犯罪に係る貨物につき法第 97 条第３項又は、第 134 条第４項から第６項までの規定により、領置物件等の返還を受けるべき者から関税を徴収することとなつたとき、若しくは法第 118 条第５項の規定により犯罪貨物等の所有者から関税を徴収することとなつたときは、これらの規定により徴収する関税が犯人から徴収する関税に優先する。
⑶　法第 134 条第４項から第６項までの規定により領置物件等の返還を受けるべき者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第 118 条第５項の規定により関税を徴収することとなったときは、この規定により徴収する関税が領置物件等の返還を受けるべき者から徴収する関税に優先する。	⑶　法第 134 条第４項から第６項までの規定により領置物件等の返還を受けるべき者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第 118 条第５項の規定により関税を徴収することとなつたときは、この規定により徴収する関税が領置物件等の返還を受けるべき者から徴収する関税に優先する。
⑷　法第 23 条第６項又は第 65 条の規定により船（機）用品の積込みの承認又は保税運送の承認を受けた者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第 118 条第５項又は第６項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が船（機）用品の積込みの承認を受けた者又は保税運送の承認を受けた者から徴収する関税に優先する。この場合において、上記(2)の規定の適用を妨げない（次の(5)において同じ。）。	⑷　法第 23 条第６項（（船（機）用品が積み込まれなかつた場合の関税の徴収））又は第 65 条（（運送の期間の経過による関税の徴収））の規定により船（機）用品の積込みの承認又は保税運送の承認を受けた者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第 118 条第５項又は第６項の規定により関税を徴収することとなつたときは、これらの規定により徴収する関税が船（機）用品の積込みの承認を受けた者又は保税運送の承認を受けた者から徴収する関税に優先する。この場合において、上記(2)の規定の適用を妨げない（次の(5)において同じ。）。
⑸　法第 45 条第１項（法第 36 条、第 41 条の３、第 61 条の４、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定により保税蔵置場の許可を受けた者等から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第 118 条第５項又は第６項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が保税蔵置場の許可を受けた者等から徴収する関税に優先する。	⑸　法第 45 条第１項（法第 36 条、第 62 条、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定により保税蔵置場等の許可を受けた者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第 118 条第５項又は第６項の規定により関税を徴収することとなつたときは、これらの規定により徴収する関税が保税蔵置場等の許可を受けた者から徴収する関税に優先する。
⑹　定率法第 17 条、第 18 条又は第 19 条の規定の適用を受けた貨物又はその製品が保税蔵置場等に入れられ、輸出の許可があった後、これらについて法第 45 条第１項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による関税の徴収をすることとなった場合においては、同項の規定により徴収する関税がそれらの貨物について関税の減免を受けた者	⑹　定率法第 17 条（（再輸出免税））、第 18 条（（再輸出減税））又は第 19 条（（輸出貨物の製造用原料品の減免税））の規定の適用を受けた貨物又はその製品が保税蔵置場等に入れられ、輸出の許可があつた後、これらについて法第 45 条第１項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による関税の徴収をすることとなつた場合においては、同

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
から徴収する関税に優先する。	項の規定により徴収する関税がそれらの貨物について関税の減免を受けた者から徴収する関税に優先する。
（関税の担保の種類） ９の６－１　法第９条の６第１項に規定する関税の担保の種類については、次による。 ⑴　（省略） ⑵　「税関長が確実と認める社債その他の有価証券」とは、原則として、次に掲げるものとする。 イ～ハ　（省略） ニ　株式及び社債で証券取引所に上場されている等時価を適切に把握することができるもの ホ及びヘ　（省略） ⑶～⑹　（省略）	（関税の担保の種類） ９の６－１　法第９条の６第１項((担保の種類))に規定する関税の担保の種類については、次による。 ⑴　（同左） ⑵　「税関長が確実と認める社債その他の有価証券」とは、原則として、次に掲げるものとする。 イ～ハ　（同左） ニ　株式及び社債で証券取引所に上場されているもの ホ及びヘ　（同左） ⑶～⑹　（同左）
（担保の提供等） ９の６－６　令第８条の２の規定による関税の担保の提供等は、次による。 ⑴～⑶　（省略） ⑷　提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させたうえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があった場合には、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額の２倍以上に相当する額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。 なお、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかっこ書に、引取担保に係る提供額を記載さ	（担保の提供等） ９の６－６　令第８条の２((担保の提供の手続))の規定による関税の担保の提供等は、次による。 ⑴～⑶　（同左） ⑷　提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させたうえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があった場合には、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額（以下この号において「算出担保額」という。）の２倍以上に相当する額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。 また、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
せる。	書の「担保金額」欄のかっこ書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第９条の２第１項から第３項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。
⑸　上記⑷のなお書による際、特例輸入者が引取担保に係る提供額の分割登録を希望する場合は、担保提供書にその旨を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第９条の２第１項から第３項までに規定する納期限延長及び法第 73 条第１項に規定する輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。	
⑹～⑻　（省略）	⑸～⑺　（同左）
（延滞税の期間計算の特例規定の取扱いについて） 12－５　法第 12 条第７項の規定（以下この項において「特例規定」という。）に係る取扱いは、次による。	（延滞税の期間計算の特例規定の取扱いについて） 12－５　法第 12 条第７項の規定（以下この項において「特例規定」という。）に係る取扱いは、次による。
⑴及び⑵　（省略）	⑴及び⑵　（同左）
⑶　延滞税の額の計算の基礎となる関税額の一部について特例規定の適用がある場合における延滞税の計算は、下記のとおり行う。 イ　延滞税の計算の基礎となる関税額については、特例規定の適用の対象となる部分と適用がない部分それぞれ別々に、法第 12 条第３項の切捨て等を行ったうえで延滞税額の計算を行う。 ロ　上記イによって得られたそれぞれの延滞税額を合計したうえで、法第 12 条第４項の端数切捨て等を行う。	
第４章　保税地域	第４章　保税地域
第１節　総則	第１節　総則
（記帳義務者） 34 の２－２　法第 34 条の２に規定する「貨物を管理する者」とは、指定保税地域及び総合保税地域にあっては当該保税地域において貨物を管理する者をいい、保税蔵置場にあっては法第 42 条第１項の許可を受けた者又	（記帳義務者） 34 の２－２　法第 34 条の２（（貨物を管理する者の記帳義務））に規定する「貨物を管理する者」とは、指定保税地域及び総合保税地域にあっては当該保税地域において貨物を管理する者をいい、保税蔵置場にあっては保税

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は法第 50 条第１項の届出をした者をいう。	蔵置場の許可を受けた者をいう。
（保税地域における貨物についての帳簿） 34 の２－３　法第 34 条の２の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第 29 条の２第１項又は第２項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備えさせる必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示をさせる。 　なお、総合保税地域（法第 62 条の８第１項第２号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記 61 の３－１（保税工場における記帳義務）の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。 　また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して２年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日）（法第 51 条第１項に規定する承認を受けた者にあっては５年を経過する日）までとする。	（保税地域における貨物についての帳簿） 34 の２－３　法第 34 条の２（（貨物を管理する者の記帳義務））の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第 29 条の２第１項又は第２項（（記帳義務））に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備えさせる必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示をさせる。 　なお、総合保税地域（法第 62 条の８第１項第２号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記 61 の３－１（保税工場における記帳義務）の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。
（社内管理規定の整備） 34 の２－９　保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP＝Compliance-Program）を整備させ、提出させるものとする。ただし、法第 50 条第１項に規定する届出に係る場所においては、同項の規定に基づく承認の申請の際に、後記 50－３（61 の５－１において準用する場合を含む。）に基づき提出された、令第 42 条第２項に規定する法第 51 条第３号の規則をもって足りる。 (1)～(8)　（省略）	（貨物管理に関する社内管理規定の整備） 34 の２－９　保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP＝Compliance-Program）を整備させ、提出させるものとする。 (1)～(8)　（同左）
（派出された税関職員が処理できる事務の範囲） 35－３　法第 35 条の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理さ	（派出された税関職員が処理できる事務の範囲） 35－３　法第 35 条（（税関職員の派出））の規定に基づき保税地域に派出され

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
せることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。 (1)～(5)　（省略） (6) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認及び保税蔵置場における蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定（法第 43 条の３、第 61 条の４及び第 62 条の 10） (7) 上記(6)の承認等の際に行う検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。下記(12)、(13)及び(17)において同じ。）（法第 43 条の４、第 61 条の４及び第 62 条の 15） (8)～(17)　（省略）	た税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。 (1)～(5)　（同左） (6) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認及び保税蔵置場における蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定（法第 43 条の 3、第 62 条及び第 62 条の 10） (7) 上記(6)の承認等の際に行う検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）を含む。下記(12)、(13)及び(17)において同じ。）（法第 43 条の４、第 62 条及び第 62 条の 15） (8)～(17)　（同左）
第３節　保税蔵置場	第３節　保税蔵置場
（2 以上の蔵置場についての一括許可） 42－9　保税蔵置場の許可を受けようとする蔵置場が 2 以上の場所にあり、これらの蔵置場が、次のいずれかに該当するもので、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときは、これらの蔵置場につき一括して保税蔵置場の許可（1 許可）を行うこととして差し支えない。なお、法第 50 条の規定に基づく届出を行おうとする場合にも、同様とする。 (1)及び(2)　（省略）	（2 以上の蔵置場についての一括許可） 42－9　保税蔵置場の許可を受けようとする蔵置場が 2 以上の場所にあり、これらの蔵置場が、次のいずれかに該当するもので、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときは、これらの蔵置場につき一括して保税蔵置場の許可（1 許可）を行うこととして差し支えない。 (1)及び(2)　（同左）
（貨物の収容能力の増加についての取扱い） 44－１　新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第１項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。 (1) 前記 42－９（２以上の蔵置場についての一括許可）(1)又は(2)のい	（貨物の収容能力の増加についての取扱い） 44－１　保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、既に許可をした蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第１項（(貨物の収容能力の増減等の届出)）の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。 (1) 前記 42－９（２以上の蔵置場についての一括許可）(1)又は(2)のい

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
ずれかに該当するものであること
(2) 貨物の収容能力の<u>増加分</u>が、<u>現に保税蔵置場として利用している</u>蔵置場の収容能力を超えないものであること又は前記 34 の２－９の規定により提出された貨物管理に関する社内管理規定<u>若しくは法第 51 条第３号に規定する規則</u>に変更をきたさないと認められる場合であること

（保税蔵置場に対する処分の基準等）
48－1　保税蔵置場について、法第 48 条第１項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。
(1)～（6）　（省略）
別表１
（本表の適用方法）　（省略）
（留意事項）　（省略）
<table>
<tr><th>非　違　の　態　様</th><th>基礎点数
10 件以下</th></tr>
<tr><td>禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。
①～③　（省略）
④　承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと（法第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 第 1 項（<u>法第 61 条の 4</u> 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、法第 56 条第 2 項、法第 57 条、法第 62 条の 9、法第 62 条の 10）。</td><td>3</td></tr>
</table>
</td><td>
ずれかに該当するものであること
(2) 貨物の収容能力が、<u>既に許可をした</u>蔵置場の収容能力を超えないものであること又は前記 34 の２－９（貨物管理に関する社内管理規定の整備）の規定により提出された貨物管理に関する社内管理規定に変更をきたさないと認められる場合であること

（保税蔵置場に対する処分の基準等）
48－1　保税蔵置場について、法第 48 条第１項の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。
(1)～（6）　（同左）
別表１
（本表の適用方法）　（同左）
（留意事項）　（同左）
<table>
<tr><th>非　違　の　態　様</th><th>基礎点数
10 件以下</th></tr>
<tr><td>禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。
①～③　（同左）
④　承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと（法第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 第 1 項（<u>法第 62 条</u>及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、法第 56 条第 2 項、法第 57 条、法第 62 条の 9、法第 62 条の 10）。</td><td>3</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
⑤　承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第 45 条第１項ただし書（法第 41 条の 3、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑤　承認を受けることなく、外国貨物を滅却すること（法第 45 条第１項ただし書（法第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑥～⑬　（省略）		⑥～⑬　（同左）	
税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2	税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2
①～③　（省略）		①～③　（同左）	
④　保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第１項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		④　保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第１項（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑤　保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 61 の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑤　保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑥　保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること（法第 46 条（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。		⑥　保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること（法第 46 条（法第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。））。	
⑦～⑫　（省略）		⑦～⑫　（同左）	
別表２及び３　（省略）		別表２及び３　（同左）	
（届出の取扱い） 50－１　法第 50 条第１項の承認を受けた者（以下この節において「特定保税承認者」という。）が行う、同項の届出の取扱いは、次による。 (1) 届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」（Ｃ－9120）（法第 42 条第１項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあっては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼保税蔵置場・保税工場　廃業届）」（Ｃ－9123））２通を法第 50 条第１項		（新設）	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税関（以下この節において「所轄税関」という。）の本関の担当部門（法第 50 条第１項の承認等に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行わせる。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税関の最寄の官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本関に提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 (2) 令第 41 条第２項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。 イ　同項第３号に規定する「保管規則及び保管料率表」については前記 42－８の(1)のロに準じて取り扱うものとする。 ロ　届出をするにあたり法第 51 条第３号に規定する規則を変更する必要がある場合には、変更後の規則を提出させるものとする。 ハ　届出をする者が同一の税関の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を省略させるものとする。また、届出をする者が同一の税関の管内において同時に２箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、一部で足りるものとする。 (3) 上記(1)により届出がされた場合において、当該届出に係る場所が規則第４条の２に規定する基準に適合していると認めるときは、当該届出を受理するものとする。なお、外国貨物の保税販売を目的とした場所については、貨物管理業務を適正かつ確実に遂行することが困難であり、同条第２号に規定する要件に適合しないと解することとなるので留意すること。	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(4) 所轄税関の本関の担当部門は、届出を受理した場合には、届出書の１部に受理印を押なつし、届出者に交付するものとする。	
（届出事項の変更手続） 50－２　令第 41 条第１項第３号又は第４号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出させるものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」（Ｃ－9125）１通を所轄税関の担当部門に提出させることにより行わせるものとする。ただし、貨物の収容能力の増減に係る届出の取扱いは、前記 44－２に準じて取り扱うものとする。なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届出させることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。	（新設）
（特定保税承認者の承認申請手続） 50－３　法第 50 条第１項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書」（Ｃ－9000）（以下この節において「承認申請書」という。）２通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関（以下この節において「担当税関」という。）の本関の担当部門に提出することにより行わせる。 ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関（複数ある場合には、当該申請者が法第 50 条に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。）の最寄の官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(1) 承認申請書には、令第 42 条第２項に規定する法第 51 条第３号の規則（以下この項及び後記 61 の５－１において「法令遵守規則」という。）２通（原本、申請者用）及び令第 42 条第３項に規定する登記事項証明書１通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則２通及び住民票その他の本人確認が可能な書類１通を添付させるものとする。 　また、承認申請書を提出する担当税関により法第 42 条第１項の許可を受け、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。 (2) 規則第４条の６各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 61 条の５第１項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。	
（承認申請の撤回手続） 50－４　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」１通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。	（新設）
（承認等の通知） 50－５　令第 42 条第４項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。 (1) 申請者への通知は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
通知書」（Ｃ－9010）又は「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者不承認通知書」（Ｃ－9020）（以下この節において「承認通知書等」という。）を交付することにより行うこととする。 　なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間（８年間）を付記した上で通知するものとする。 (2) 承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日）から１月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により１月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。 （承認内容の変更手続） 50－６　令第 42 条第５項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届」（Ｃ－9030）２通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行わせる。また、法第 51 条第１号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 　また、法第 53 条第２号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。 （承認の更新） 50－７　特定保税承認者が法第 50 条第４項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（Ｃ－9130）２通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門へ提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、	（新設） （新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 また、更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C－9140）を交付するものとする。 なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。	
（承認の審査） 51－１　法第 51 条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者等の承認要件の審査要領について」（平成 19 年３月 31 日財関第 418 号）に基づき行うものとする。	（新設）
（改善措置の求め） 52－１　法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。 (1) 特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合。 (2) 貨物管理業務において電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第２条第１号に規定する電子情報処理組織をいう。）を適時、適正に使用していない場合 (3) 法令遵守規則に即して貨物管理業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合 (4) その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合	（新設）
（特定保税承認者からの事情の聴取等） 52－２　前記 52－１の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税承認者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（承認の失効後の取扱い） 53－１　特定保税承認者の承認が失効した場合において、失効することとなる法第 50 条第１項の届出が受理された保税蔵置場の取扱いは、前記 47－１から 47－４までによることとなるので留意すること。	（新設）
（特定保税承認者の承認の取消し） 54－１　法第 54 条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。 (1) 法第 51 条第１号ハに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。 (2) 法第 51 条第２号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば、特定保税承認者が法第 50 条に規定する届出を行った場所につき、法第 48 条第１項の規定により処分を受けることとなった場合をいう。 (3) 令第 44 条の規定に基づく通知は、後記 89－６(3)に規定する「不服申立て等について」（Ｃ－7009）を添付した「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認取消書」（Ｃ－9050）を交付することにより行うものとする。	（新設）
（承継の承認申請手続等） 55－1　法第 55 条において準用する法第 48 条の２第１項から第４項の規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記７の 13－１（(2)を除く。）に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(1)中「特例申告担当統括官」とあるのは「担当部門」と、同項の(5)中「貿易業務」とあるのは「貨物管理業務」と読み替えるものとする。 なお、特定保税承認者の承認の承継申請における添付書類は、令第 44 条の２第２項において準用する令第 39 条の２第３項に規定する「信用状況を証するに足りる書類その他参考となるべき書類」として、前記 50－	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
２(2)本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させるとともに、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類（例えば、吸収合併契約（会社法第 749 条第１項）、新設合併契約（会社法第 753 条第１項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。	
第４節　保税工場	第４節　保税工場
（許可申請書の添付書類） 56－９　令第 50 条の２において準用する令第 35 条第２項に規定する申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42－８の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。 (1)～(4)　（省略）	（許可申請書の添付書類） 56－９　保税工場の許可の申請に際し、令第 51 条（(保税蔵置場についての規定の準用)）において準用する令第 35 条第２項（(許可の申請の際の添付書類)）の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42－８（許可申請書の添付書類の取扱い）の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。 (1)～(4)　（同左）
（保税工場の一括許可） 56－10　保税工場の許可を受けようとする工場が、同一の企業体に属するものであって、かつ、同一の税関管轄内にある２以上の工場である場合又は同一の工場若しくは近接する 2 以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるものである場合において、これらの工場が次の各条件に適合するものであるときは、これらの工場につき一括して保税工場の許可（1 許可）を行うこととして差し支えないものとする。この場合において、同一の工場又は近接する２以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるときは、関係税関の間で協議の上、いずれか１つの税関において許可を行うことと	（保税工場の一括許可） 56－10　保税工場の許可を受けようとする工場が、同一の企業体に属するものであって、かつ、同一の税関管轄内にある２以上の工場である場合又は同一の工場若しくは近接する 2 以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるものである場合において、これらの工場が次の各条件に適合するものであるときは、これらの工場につき一括して保税工場の許可（1 許可）を行うこととして差し支えないものとする。この場合において、同一の工場又は近接する２以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるときは、関係税関の間で協議の上、いずれか１つの税関において許可を行うことと

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
する。なお、法第 61 条の５の規定に基づく届出を行おうとする場合にも、同様とする。 (1)～(2)　（省略）	する。 (1)～(2)　（同左）
（削除）	（保税工場の許可の期間の指定） 56－13　保税工場の許可の期間は、6 年を超えないものとする。
（許可の期間の更新手続等） 56－15　法第 61 条の４において準用する法第 42 条第２項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。 (1)　（省略） (2) 許可期間の更新申請書の添付書類は、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれに代わる書類のみで足りるものとする。 (3) 許可の期間の更新の申請に当たっては、許可期間の更新申請書の記載事項のうち、「申請の事由」を「利用の見込」に改め、その該当欄に更新後１年間における外国貨物の使用見込み（数量及び価格の概算）等を記載させるものとする。 (4)　（省略）	（許可の期間の更新手続等） 56－15　法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第 42 条第２項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。 (1)　（同左） (2) 許可期間の更新申請の際の添付書類は、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれに代わる書類のみで足りるものとする。 (3) 許可期間の更新申請に当たっては、許可期間の更新申請書の記載事項のうち、「申請の事由」を「利用の見込」に改め、その該当欄に更新後１年間における外国貨物の使用見込み（数量及び価格の概算）等を記載させるものとする。 (4)　（同左）
（保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続） 56－17　法第 56 条第 3 項の規定により、保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続は、それぞれ次による。 (1) 保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場所が既に保税工場の許可を受けている工場の一部の場所である場合においては、その場所につき前記 42－７により手続を行わせるものする。 　なお、この場合においては、保税蔵置場許可申請書の様式中「営業用、自家用の別」の欄に「関税法第 56 条第３項扱い」の旨を注記させると	（保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続） 56－17　法第 56 条第 3 項（(保税蔵置場の許可を併せて受ける場合)）の規定により、保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続は、それぞれ次による。 (1) 保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場所が既に保税工場の許可を受けている工場の一部の場所である場合においては、その場所につき前記 42－７（保税蔵置場の許可の申請手続）に準じて保税蔵置場の許可申請手続を行わせるものする。 　なお、この場合においては、保税蔵置場許可申請書の様式中「営業用、

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ともに、その申請に係る保税蔵置場の部分を明らかにした図面（区画を明らかにした平面図で足りる。）を添付させるものとし、税関においてこれを許可したときは、保税蔵置場許可書の様式中「営業用、自家用の別」の欄に「関税法第 56 条第 3 項扱い」の旨を記載して申請者に交付するものとする。 (2)及び(4)　（省略） （外国貨物の蔵置期間の取扱い） 57－1　法第 57 条第１項の規定による外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。 (1)　（省略） (2) 後記 61 の４－６に規定する 2 以上の保税工場にわたって保税作業が行われた場合における外国貨物の蔵置期間は、第１次保税作業が行われた保税工場において置くことの承認が行われた日から計算するものとする。 （貨物の総量管理を適用するための手続き等） 61 の２－７　貨物の総量管理の適用を受けるための手続等については、次による。 (1)～(4)　（省略） (5) 保税工場に対する取消し等 貨物の総量管理の適用を受けた工場又は保税作業が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその状況を是正させ、又は適用を一時停止し、若しくは適用を取り消すものとする。 イ　（省略） ロ　法第 61 条の４において準用する法第 48 条第１項の規定に基づき、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税工場に入れ、又は保税工場において保税作業をすることの停止を受けた場合	自家用の別」の欄に「関税法第 56 条第 3 項扱い」の旨を注記させるとともに、その申請に係る保税蔵置場の部分を明らかにした図面（区画を明らかにした平面図で足りる。）を添付させるものとし、税関においてこれを許可したときは、保税蔵置場許可書の様式中「営業用、自家用の別」の欄に「関税法第 56 条第 3 項扱い」の旨を記載して申請者に交付するものとする。 (2)及び(4)　（同左） （外国貨物の蔵置期間の取扱い） 57－1　法第 57 条第１項（(外国貨物を置くことができる期間)）の規定による外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。 (1)　（同左） (2) 後記 62－５（同一企業に属する保税工場間における一貫作業の簡易手続）に規定する 2 以上の保税工場にわたって保税作業が行われた場合における外国貨物の蔵置期間は、第１次保税作業が行われた保税工場において置くことの承認が行われた日から計算するものとする。 （貨物の総量管理を適用するための手続き等） 61 の２－７　貨物の総量管理の適用を受けるための手続等については、次による。 (1)～(4)　（同左） (5) 保税工場に対する取消し等 貨物の総量管理の適用を受けた工場又は保税作業が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその状況を是正させ、又は適用を一時停止し、若しくは適用を取り消すものとする。 イ　（同左） ロ　法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第 48 条第１項((許可の取消し等))の規定に基づき、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税工場に入れ、又は保税工場において保税作業をすることの停止を受けた場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ハ及びニ　（省略） (6) 事務処理手続 貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場の事務処理手続きについては、次による。 イ　法第 61 条の３の規定により保税工場の許可を受けた者が備えることとされる帳簿の記載等については、当該指定保税工場における作業に係る関係帳票を保管させることにより、令第 50 条第１項第２号、第３号及び第４号に基づく記帳を省略させて差し支えないものとする。 なお、この場合において、保税作業によりできたものとして搬出された製品の数量に対応する原料品の数量については、「使用内訳表」（Ｃ－3307）に記入させ、これを移入承認書に添付し、処理させる。 ロ　（省略） ハ　法第 61 条の２第２項に規定する報告は、「貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書」（Ｃ－3312）を提出して行わせるものとする。 (7)　（省略） （保税工場における記帳義務） 61 の 3－1　法第 61 条の 3《記帳義務》の規定により保税工場の許可を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。 (1)～(9)　（省略） (10) 帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して２年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）（法第 61 条の５に規定する承認を受けた者にあっては５年を経過する日）までとする。	ハ及びニ　（同左） (6) 事務処理手続 貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場の事務処理手続きについては、次による。 イ　法第 61 条の３（（記帳義務））の規定により指定保税工場の許可を受けた者が備えることとされる帳簿の記載等については、当該指定保税工場における作業に係る関係帳票を保管させることにより、令第 50 条第１項第２号、第３号及び第４号に基づく記帳を省略させて差し支えないものとする。 なお、この場合において、保税作業によりできたものとして搬出された製品の数量に対応する原料品の数量については、「使用内訳表」（Ｃ－3307）に記入させ、これを移入承認書に添付し、処理させる。 ロ　（同左） ハ　法第 61 条の２第２項（（加工、製造等に関する報告書の提出））に規定する報告は、「貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書」（Ｃ－3312）を提出して行わせるものとする。 (7)　（同左） （保税工場における記帳義務） 61 の 3－1　法第 61 条の 3《記帳義務》の規定により保税工場の許可を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。 (1)～(9)　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（保税工場の許可の期間の指定） 61 の４－１　法第 61 条の４において準用する法第 42 条第２項の許可の期間は、6 年を超えないものとする。	（新設）
（外国貨物の蔵置期間の延長の手続） 61 の４－２　法第 61 条の４において準用する法第 43 条の２第２項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。 (1)及び(2)　（省略）	（外国貨物の蔵置期間の延長の手続） 62－１　法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。 (1)及び(2)　（同左）
（外国貨物を置くことの承認手続） 61 の４－３　法第 61 条の４において準用する法第 43 条の３第１項の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きょする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。 (1)　（省略） (2) 上記(1)の承認は、外国貨物を使用しようとする保税工場に入れる前に行い、又は保税工場を管轄する税関以外の税関においてその管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。 なお、この場合における取扱いについては、次による。 イ　保税工場を管轄する税関以外の税関において、承認をする場合においては、その承認に併せて法第 63 条の承認を行うものとする。 ロ及びハ　（省略） (3)　（省略）	（外国貨物を置くことの承認手続） 62－２　法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第 43 条の３((外国貨物を置くことの承認))の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きょする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。 (1)　（同左） (2) 上記(1)の承認は、外国貨物を使用しようとする保税工場に入れる前に行い、又は保税工場を管轄する税関以外の税関においてその管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。 なお、この場合における取扱いについては、次による。 イ　保税工場を管轄する税関以外の税関において、承認をする場合においては、その承認に併せて法第 63 条（(保税運送)）の承認を行うものとする。 ロ及びハ　（同左） (3)　（同左）
（保税工場搬入貨物の承認申請の時期） 61 の４－４　法第 61 条の４において準用する法第 43 条の３第１項の規定による承認申請については、原則として港頭の保税地域において行うよう指導する。ただし、その貨物の梱包その他の事情から、保税工場に搬入した後検査することが適当であると認められるときは、未検査扱いにより保	（保税工場搬入貨物の承認申請の時期） 62－３　法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))において準用する法第 43 条の３((外国貨物を置くことの承認))の規定による承認申請については、原則として港頭の保税地域において行うよう指導する。ただし、その貨物の梱包その他の事情から、保税工場に搬入した後検査することが

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
税運送を承認することとし、検査は省略する扱いとする。	適当であると認められるときは、未検査扱いにより保税運送を承認することとし、運送検査は省略する扱いとする。
（置くこと等の承認を受けない貨物の使用） 61 の４－５　法第 61 条の４において準用する法第 43 条の３第１項の規定により、保税工場に入れられた外国貨物はあらかじめ同項の承認を受けた後でなければ保税作業に使用することができないが、次の各条件を充足する場合にあっては、便宜、その承認を受ける前に保税作業に使用することを認めて差し支えないものとする。 (1)～(3)　（省略）	（置くこと等の承認を受けない貨物の使用） 62－４　保税工場に入れられた外国貨物については、法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))において法第 43 条の３((外国貨物を置くことの承認))の規定が準用される結果、あらかじめこれを保税工場に置くこと等の承認を受けた後でなければ保税作業に使用することができないが、次の各条件を充足する場合にあっては、便宜、その承認前に保税作業に使用することを認めて差し支えないものとする。 (1)～(3)　（同左）
（同一の法人が許可を受けた保税工場間における一貫作業の簡易手続） 61 の４－６　同一の法人が許可を受けた保税工場が税関の管轄を異にする２以上の場所にある場合において、これらの各工場間における作業工程が連結しており、一貫して保税作業を必要とするときは、その保税作業に係る外国貨物の各工場間の移送については、保税運送の承認及び移送先の保税工場における移入れの承認等の手続を必要とせず、工場側で作成した移送伝票により同一許可に係る保税工場間の移送として取り扱って差し支えないものとする。 なお、この場合における取扱いについては、次による。 (1)～(5)　（省略）	（同一企業に属する保税工場間における一貫作業の簡易手続） 62－５　同一企業に属する保税工場が税関の管轄を異にする２以上の場所にある場合において、これらの各工場間における作業工程が連結しており、一貫して保税作業を必要とするときは、その保税作業に係る外国貨物の各工場間の移送については、保税運送の承認及び移送先の保税工場における移入れの承認等の手続を必要とせず、工場側で作成した移送伝票により同一許可に係る保税工場間の移送として取り扱って差し支えないものとする。 なお、この場合における取扱いについては、次による。 (1)～(5)　（同左）
（保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱い） 61の４－７　保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱いは、次による。 (1) 積戻しの許可を受ける前の製品を国内に引き取ろうとする場合で、外国貨物であった部分と内国貨物であった部分との分離を希望する場合は、当該保税作業を行った保税工場において、便宜、分離作業のための作業種類の追加を認めて差し支えない。	（保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱い） 62－６　保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱いは、次による。 (1) 積戻しの許可を受ける前の製品を国内に引き取ろうとする場合で、外国貨物であった部分と内国貨物であった部分との分離を希望する場合は、当該保税作業を行った保税工場において、便宜、分離作業のための作業種類の追加を認めて差し支えない。

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
なお、分離作業の結果、分離された内国貨物であった部分の引取りについては、関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 31 日蔵関第 101 号）14－15 の(1)に規定するところにより、定率法第 14 条第 10 号の規定の適用があるので留意する。	なお、分離作業の結果、分離された内国貨物であった部分の引取りについては、関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 31 日蔵関第 101 号）14－16（再輸入貨物の無条件免税）の(1)に規定するところにより、定率法第 14 条第 10 号（(再輸入貨物の無条件免税)）の規定の適用があるので留意する。
(2)及び(3)　（省略）	(2)及び(3)　（同左）
（輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用） 61 の４－８　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項に該当する貨物についての同条第 11 項の規定による記帳は、令第 50 条の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 16 条第 10 項に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第 16 条第 10 項兼用」と併記させる。	（輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用） 62－7　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項((保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税特例))に該当する貨物についての同条第 11 項((帳簿への記載義務))の規定による記帳は、令第 50 条((記帳義務))の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 16 条第 10 項((消費税課税物品使用者の報告書類の提出義務))に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第 16 条第 10 項兼用」と併記させる。
（保税蔵置場についての取扱いの準用） 61 の４－９　法第 61 条の４の規定により保税工場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記 61 の４－３の(3)の規定によるほか、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱い（43－１の(2)、42－９及び 44－１を除く。）に準ずる。	（保税蔵置場についての取扱いの準用） 62－８　法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))の規定により保税工場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記 62－２の(3)の規定によるほか、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱い（43－１の(2)、42－９及び 44－１を除く。）に準ずる。
（保税工場の許可の特例） 61 の５－１　前記 50－１から 50－７までの規定は、法第 61 条の５第１項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。	（新設）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（保税蔵置場の許可の特例についての準用） 62－１　法第 62 条において準用することとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。	（新設）
第５節　保税展示場	第５節　保税展示場
（保税蔵置場及び保税工場についての取扱いの準用） 62 の 7－３　法第 62 条の７の規定により保税展示場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記 62 の７－１及び 62 の７－２に規定するもののほかは、それぞれの条文につき規定しているこの通達の取扱い（42－９及び 44－１を除く。）に準ずる。	（保税蔵置場及び保税工場についての取扱いの準用） 62 の７－３　法第 62 条の７（（保税蔵置場等についての規定の準用））の規定により保税展示場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記 62 の７－１及び 62 の７－２に規定するもののほかは、それぞれの条文につき規定しているこの通達の取扱い（42－９（２以上の蔵置場についての一括許可）及び 44－１（貨物の収容能力の増加の取扱い）を除く。）に準ずる。
第６節　総合保税地域	第６節　総合保税地域
（その他の規定の準用） 62 の 15－２　前記 62 の 15－１に規定するほか、前記第３節から第５節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。 (1) 前記 42－３から 42－６まで、42－14、42－15、43 の２－１、43 の３－１から 43 の３－４まで及び 43 の４－１の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43 の３－２中「法第 43 条の３第１項」とあるのは「法第 62 条の 10」と、「令第 36 条の３第１項（（外国貨物を置くことの承認の申請））」とあるのは「令第 51 条の 12 第１項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の３第２項」とあるのは「令第 51 条の 12 第２項」と、「令第 36 条の３第５項（（他法令による許可、承認等の確認））」とあるのは「令第 51 条の 12 第５項」と、43 の３－４中「３月（法第 43 条の３第１項（（外国貨	（その他の規定の準用） 62 の 15－２　前記 62 の 15－１に規定するほか、前記第３節から第５節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。 (1) 前記 42－３から 42－６まで（保税蔵置場における貨物の同時蔵置・保税蔵置場における同時蔵置の特例・同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出・石油等を蔵置するタンクの取扱い）、42－14（延べ面積の算定の方法）、42－15（税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売）、43 の２－１（外国貨物の蔵置期間の取扱い）、43 の３－１から 43 の３－４まで（外国貨物を置くことの承認に関する用語の意義等・外国貨物を置くことの承認の申請手続・蔵入先の保税蔵置場を管轄する税関以外の税関で蔵入承認する場合の取扱い・置くことの承認を受けない貨物の取扱い）及び 43 の４－１（外国貨物を置くことの承認

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
物を置くことの承認））の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「３月以内」と読み替えるものとする。	等の際の検査）の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43 の３－２中「法第 43 条の３第１項（(外国貨物を置くことの承認))」とあるのは「法第 62 条の 10（(外国貨物を置くこと等の承認))」と、「令第 36 条の３第１項（(外国貨物を置くことの承認の申請))」とあるのは「令第 51 条の 12 第１項（(外国貨物を置くこと等の承認の申請))」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の３第２項（(外国貨物を置くことの承認申請の際の添付書類))」とあるのは「令第 51 条の 12 第２項（(外国貨物を置くことの承認申請の際の添付書類))」と、「令第 36 条の３第３項（(他法令による許可、承認等の確認))」とあるのは「令第 51 条の 12 第３項（(他法令による許可、承認等の確認))」と、43 の３－４中「３月（法第 43 条の３第１項（(外国貨物を置くことの承認))の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「３月以内」と読み替えるものとする。
(2) 前記 56－２から 56－４まで、57－１、61 の３－２、61 の４－３（(1)及び(3)を除く）、61 の４－４から 61 の４－８までの規定は総合保税地域内において法第 62 条の８第１項第２号に掲げる行為が行われる施設について準用する。	(2) 前記 56－２から 56－４まで（保税作業に使用できる外国貨物、保税作業に使用できる消耗的補助原料の品目、「混合」の意義）、57－１（外国貨物の蔵置期間の取扱い）、61 の３－２（保税作業におけるさ細な副産物の引取り）、62－２（外国貨物を置くことの承認手続）（(1)及び(3)を除く）、62－３から 62－７まで（保税工場搬入貨物の承認申請の時期、置くこと等の承認を受けない貨物の使用、同一企業に属する保税工場間における一貫作業の簡易手続、保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱い、輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用）の規定は総合保税地域内において法第 62 条の８第１項第２号（(総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為が行われる施設について準用する。
(3) 前記 62 の２－11、62 の３－５の規定は総合保税地域内において法第 62 条の８第１項第３号に掲げる行為が行われる施設について準用する。	(3) 前記 62 の２－11（映画祭等に出品する映画フィルムの取扱い）、62 の３－５（展示物品の展示の方法等）の規定は総合保税地域内において法第 62 条の８第１項第３号（(総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為が行われる施設について準用する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第５章　運送	第５章　運送
（同一開港等における貨物の移動の取扱い） 63－３　同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 (1) 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手続を要しないものとする。 イ　（省略） ロ　外国貨物の移動が同一保税地域（42－９又 56－10 の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合 ハ　（省略） (2) 上記(1)のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事実を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税担当部門に提出するものとする。 ただし、税関長が取締り上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略させることとして差し支えない。	（同一開港等における貨物の移動の取扱い） 63－３　同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 (1) 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手続を要しないものとする。 イ　（同左） ロ　外国貨物の移動が同一保税地域（一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合 ハ　（同左） (2) 上記(1)のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事実を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税担当部門に提出するものとする。 ただし、税関長が取締上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略させることとして差し支えない。
（保税運送の申告手続） 63－５　輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。 (1) 発送の際における運送手段（陸路、海路、空路の別をいう。）又は運送先を異にするごとに「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（Ｃ－4000）を３通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。 ただし、積荷目録その他の書類で令第 53 条に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。 なお、運送途上において運送手段の変更を伴う場合であっても、取締上支障がないと認められるときは、１申告で行わせて差し支えない。 (2) 輸入貨物を保税蔵置場又は保税工場に蔵置することについて法第 43	（保税運送の申告手続） 63－５　輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。 (1) 発送の際における運送手段（陸路、海路、空路の別をいう。）又は運送先を異にするごとに「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（Ｃ－4000）を３通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。 ただし、積荷目録その他の書類で令第 53 条（（保税運送の手続））に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。 なお、運送途上において運送手段の変更を伴う場合であっても、取締上支障がないと認められるときは、１申告で行わせて差し支えない。 (2) 輸入貨物を保税蔵置場又は保税工場に蔵置することについて法第 43

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
条の３第１項（法第 61 条の４において準用する場合を含む。）又は法第 62 条の 10 の承認を受けようとする場合において保税運送を必要とするときは、「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」を外国貨物運送申告書に兼用することができる。	条の３第１項((保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認))（法第 62 条において準用する場合を含む。）又は法第 62 条の 10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の承認を受けようとする場合において保税運送を必要とするときは、「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」を外国貨物運送申告書に兼用することができる。
(3)及び(4)　（省略）	(3)及び(4)　（同左）
第６章　通関	第６章　通関
第１節　一般輸出通関	第１節　一般輸出通関
（特定輸出者の承認申請手続） 67 の３－９　法第 67 条の３第１項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書」（Ｃ－9000）(以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて「承認申請書」という。) ２通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 　なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。	（特定輸出者の承認申請手続） 67 の３－９　法第 67 条の３第１項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定輸出者承認申請書」（Ｃ－9000）(以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて「承認申請書」という。) ２通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10－２までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。 　なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑴及び⑵　（省略） （特定輸出者の承認の取消し） 67 の９－１　法第 67 条の９の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。 ⑴及び⑵　（省略） ⑶　令第 59 条の 10 の規定において準用する令第４条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認取消書」（Ｃ－9050）を交付することにより行うものとする。 第２節　特殊輸出通関 （輸出郵便物の検査） 76－２－１　輸出又は積戻しされる郵便物の検査については、次による。 ⑴　輸出される郵便物について、法第 76 条第３項の規定による通知を受けたときは、令第 66 条第１項の規定により郵便事業株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。検査の結果、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の⑵に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（Ｃ－5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。 ⑵　輸出される郵便物は、これを郵便事業株式会社支店又は郵便局（郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第２条第２項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）（以下この節において「郵便支店等」という。）に差し出す前に最寄りの税関官署に提示して、事前検査を受けることができる。 　なお、税関の輸出証明を必要とし、その他税関手続を要する郵便物に	⑴及び⑵　（同左） （特定輸出者の承認の取消し） 67 の９－１　法第 67 条の９の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。 ⑴及び⑵　（同左） ⑶　令第 59 条の 10 の規定において準用する令第４条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者・特定輸出者承認取消書」（Ｃ－9050）を交付することにより行うものとする。 第２節　特殊輸出通関 （輸出郵便物の検査） 76－２－１　輸出又は積戻しされる郵便物の検査については、次による。 ⑴　輸出される郵便物について、法第 76 条第３項((日本郵政公社からの通知))の規定による通知を受けたときは、令第 66 条第１項((郵便物の検査))の規定により日本郵政公社の職員の立会いを受けて検査をする。検査の結果、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行つた年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の⑵に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテープ」（Ｃ－5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。 ⑵　輸出される郵便物は、これを郵便局に差し出す前に最寄りの税関官署に提示して、事前検査を受けることができる。 　なお、税関の輸出証明を必要とし、その他税関手続を要する郵便物については、郵便局に差し出す前に税関外郵出張所又は最寄りの税関官署に提示し、必要な税関手続を事前に行うよう指導する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ついては、郵便支店等に差し出す前に税関外郵出張所又は最寄りの税関官署に提示し、必要な税関手続を事前に行うよう指導する。	
⑶　（省略）	⑶　（同左）
⑷　死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、国際郵便約款第 102 条((生物学上の材料))の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記⑵による事前検査を受けさせることとし、国際郵便約款第 102 条(注１)の規定による郵便事業株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。	⑷　死滅し、又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する郵便物については、国際郵便約款第 102 条((生物学上の材料))の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになつているので、上記⑵による事前検査を受けさせることとし、国際郵便約款第 102 条(注１)の規定による日本郵政公社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があつたときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。
⑸　放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第 101 条((放射性物質))の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記⑵による事前検査を受けさせることとする。 　なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。	⑸　放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第 101 条((放射性物質))の規定により税関の検査を受けなければならないことになつているので、上記⑵による事前検査を受けさせることとする。 　なお、この事前検査に当たつては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。
イ及びロ　（省略）	イ及びロ　（同左）
（郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱い） 76－２－２　郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱いは、次による。	（郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱い） 76－２－２　郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱いは、次による。
⑴　郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（Ｃ－4000）の標題に「他所蔵置許可申請書」を追記し、備考欄に「他所蔵置（保税運送先）郵便事業株式会社○○○支店（又は○○○郵便局）」と記入したものを、当該貨物を蔵置している保税地域（他所蔵置場所を含む。）を所轄する税関に提出させる。	⑴　郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（Ｃ－4000）の標題に「他所蔵置許可申請書」を追記し、備考欄に「他所蔵置（保税運送先）○○○郵便局」と記入したものを、当該貨物を蔵置している保税地域（他所蔵置場所を含む。）を所轄する税関に提出させる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑵　上記⑴により外国貨物運送申告書を受理した税関は、保税運送の承認の際に当該貨物を差し出す郵便支店等を他所蔵置場所として併せて許可する。 ⑶　上記⑵により保税運送を承認した税関は、当該貨物の引受けをした郵便支店等が発行した小包郵便受領書を差出人から提出させ、便宜、これにより到着を確認する。 （輸出郵便物の事前検査の取扱い） 76－２－３　外郵出張所及び外郵出張所以外の税関官署における輸出郵便物についての事前検査の取扱いは、次による。 ⑴　輸出郵便物の事前検査を行ったときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、封かんテープにより封印した上、「事前検査済印」（Ｃ－5120）を押なつしてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行った場合で、その検査場所と郵便支店等の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。 ⑵　事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、郵便支店等の受領証又は郵便支店等の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うが、上記⑴のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、郵便支店等の受領証の提出を省略することができる。 第３節　一般輸入通関	⑵　上記⑴により外国貨物運送申告書を受理した税関は、保税運送の承認の際に当該貨物を差し出す郵便局を他所蔵置場所として併せて許可する。 ⑶　上記⑵により保税運送を承認した税関は、当該貨物の引受けをした差出郵便局が発行した小包郵便受領書を差出人から提出させ、便宜、これにより到着を確認する。 （輸出郵便物の事前検査の取扱い） 76－２－３　外郵出張所及び外郵出張所以外の税関官署における輸出郵便物についての事前検査の取扱いは、次による。 ⑴　輸出郵便物の事前検査を行つたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行つた年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、封かんテープにより封印した上、「事前検査済印」（Ｃ－5120）を押なつしてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行つた場合で、その検査場所と郵便局の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。 ⑵　事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、郵便局の受領証又は郵便局の受領印の押なつされた輸出郵便物受理明細証の提出をまつて行うが、上記⑴のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、郵便局の受領証の提出を省略することができる。 第３節　一般輸入通関

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（特例申告に係る貨物の輸入申告の時期） 67 の 2－3－7　特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の２第２項に定める法第 15 条第１項若しくは第７項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第２項若しくは第８項若しくは法第 18 条第２項若しくは第４項の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。	
（原産地証明書の取扱い等） 68－３－９　令第 61 条第１項第１号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。 ⑴　原産地証明書は、本邦の領事館その他これに準ずる在外公館の発給するものは、原則として「Certificate of Origin」(Ｃ－5290)の様式によるものとするが、その他の機関が発行するものにあっては、同条第２項の規定による原産地証明書の記載事項を充足したものであれば、その様式を問わない。 ⑵　保税運送貨物について、保税運送の申告の際に原産地証明書の提出があったときは、写しを併せて提出させ、これによって当該運送貨物の原産地を確認した後、原本に当該運送貨物についての運送申告番号、確認個数及び確認の年月日を裏書し、原本はこれを提出者に返還する。この場合において、写しには確認の年月日を裏書し、到着地税関に送付する「運送承認書写（到着証明用）」（前記 63－６を参照）に「原産地確認済」の旨を表示する。 ⑶　保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れられる貨物については、原則として、法第 43 条の３第１項（第 61 条の４において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による申請の際に原産地証明書又はこれに代わるべき書類の提出を行わせ、これらの規定による承認の際に原産地の確認を行う。この場合においては、蔵入承認申請書、移入承認申請書又は総保入承認申請書の下欄「原産地証明書」確認欄にチェックをする。	（原産地証明書の取扱い等） 68－３－９　令第 61 条第１項第１号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。 ⑴　原産地証明書は、本邦の領事館その他これに準ずる在外公館の発給するものは、原則として「Certificate of Origin」(Ｃ－5290)の様式によるものとするが、その他の機関が発行するものにあつては、同条第２項の規定による原産地証明書の記載事項を充足したものであれば、その様式を問わない。 ⑵　保税運送貨物について、保税運送の申告の際に原産地証明書の提出があつたときは、写しを併せて提出させ、これによつて当該運送貨物の原産地を確認した後、原本に当該運送貨物についての運送申告番号、確認個数及び確認の年月日を裏書し、原本はこれを提出者に返還する。この場合において、写しには確認の年月日を裏書し、到着地税関に送付する「運送承認書写（到着証明用）」（前記 63－６を参照）に「原産地確認済」の旨を表示する。 ⑶　保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れられる貨物については、原則として、法第 43 条の３第１項（(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)）（第 62 条（(保税工場)）において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10（(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)）の規定による申請の際に原産地証明書又はこれに代わるべき書類の提出を行わせ、これらの規定による承認の際に原産地の確認を行う。この場合においては、蔵入承認申請書、移入承認申請書又は総保入承認申請書の下欄「原産地証明書」確認欄にチェックをする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>⑷　（省略）
⑸　輸入者が、１通の原産地証明書に記載されている貨物を分割輸入する場合において、同時期に異<u>なった</u>税関官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、前記 68－３－４に準ずる。

（輸入許可書の交付）
67―3―18　輸入申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査（関税を納付すべき貨物で、納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認を、それ以外については納付済の確認を含む。）を行い、その貨物を確認の上、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸入申告書の 1 通（許可書用）に許可印（C―5002）を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。<u>なお、輸入しようとする貨物を保税地域に搬入する前に行われた特例申告貨物の輸入申告については、検査等の必要がないと認められる場合には、輸入を許可して差し支えない。</u>

（他法令による許可、承認等の確認）
70―3―1　（省略）
⑴～⑶　（省略）

（他法令による許可、承認等の確認）
70―3―1　（省略）
⑴～⑶　（省略）
別表第１
<table>
<tr><th>法令名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr>
<tr><td>イ．（省略）
ロ．輸入制限、禁止</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table></td>
<td>⑷　（同左）
⑸　輸入者が、１通の原産地証明書に記載されている貨物を分割輸入する場合において、同時期に異<u>なつた</u>税関官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、前記 68－３－４に準ずる。

（輸入許可書の交付）
67―3―18　輸入申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査（関税を納付すべき貨物で、納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認を、それ以外については納付済の確認を含む。）を行い、その貨物を確認の上、法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸入申告書の 1 通（許可書用）に許可印（C―5002）を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。

（他法令による許可、承認等の確認）
70―3―1　（同左）
⑴～⑶　（同左）

（他法令による許可、承認等の確認）
70―3―1　（同左）
⑴～⑶　（同左）
別表第１
<table>
<tr><th>法令名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する許可書又は承認書等</th></tr>
<tr><td>イ．（同左）
ロ．輸入制限、禁止</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
関係			関係		
(ｲ)～(ﾙ)(省略)	（省略）	（省略）	(ｲ)～(ﾙ)（同左）	（同左）	（同左）
(ﾖ)水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)	第 13 条の２第１項((輸入の許可))	第13条の２第１項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第４項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」（水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）別記様式第２号）の原本	(ﾖ)水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)	第 13 条の２第１項((輸入の許可))	第 13 条の２第１項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第４項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」（水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）別記様式第２号）の写し
(ﾜ)砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)	第５条第３項((輸入に係る指定糖の機構への売渡し)) （第 11 条第 12 項及び第 27 条第２項において準用する場合を含む。）	第５条第３項（第 11 条第 12 項及び第 27 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」又は「義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」	(ﾜ)砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)	第５条第３項((輸入に係る指定糖の機構への売渡し)) （第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。）	第５条第３項（第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖の買入れ及び売戻し承諾書」
(ｶ)～(ﾑ)（省略）	（省略）	（省略）	(ｶ)～(ﾑ)（同左）	（同左）	（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第４節　特殊輸入通関	第４節　特殊輸入通関
（関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い） 76－４－２　輸入郵便物が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。 なお、法第 77 条第１項及び第４項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記 77－４－１を参照）が名あて人に送付された後に、名あて人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出させ、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を郵便事業株式会社に通知する。	（関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い） 76－４－２　輸入郵便物が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまつて貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。 なお、法第 77 条第１項((課税の通知))及び第４項((納付書による納付))の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記 77－４－１を参照）が名あて人に送付された後に、名あて人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があつたときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出させ、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を日本郵政公社に通知する。
（生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い） 76－４－５　死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。 ⑴　名あて研究機関の所在地が、通関支店の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、郵便事業株式会社東京国際支店又は成田国際空港支店）においては、「輸入郵便物検査通知書」(Ｃ－5090）２通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名あて研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。 ⑵　上記⑴以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。	（生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い） 76－４－５　死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。 ⑴　名あて研究機関の所在地が、国際郵便物の交換局の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、東京国際郵便局又は成田国際空港郵便局）においては、「輸入郵便物検査通知書」(Ｃ－5090）２通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名あて研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。 ⑵　上記⑴以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ　郵便物は、検査未済のまま研究機関あてに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名あて面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」（Ｃ－5091）３通（原本、通知用、郵便事業株式会社用）を作成し、１通（原本）を税関に保管し、他の２通を郵便物に添えて郵便事業株式会社に引き渡す。郵便事業株式会社は、１通（郵便事業株式会社用）を保存し、他の１通を名あて研究機関に送付する。 ロ　研究機関に、法第 30 条第１項第２号の規定による他所蔵置の許可及び法第 63 条第１項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を郵便事業株式会社配達支店又は交付郵便局に提示させ、その郵便物を交付する。 ハ　（省略）	イ　郵便物は、検査未済のまま研究機関あてに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名あて面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」（Ｃ－5091）３通（原本、通知用、日本郵政公社用）を作成し、１通（原本）を税関に保管し、他の２通を郵便物に添えて日本郵政公社に引き渡す。日本郵政公社は、１通（日本郵政公社用）を保存し、他の１通を名あて研究機関に送付する。 ロ　研究機関に、法第 30 条第１項第２号((許可を受けて保税地域外に置く外国貨物))の規定による他所蔵置の許可及び法第 63 条第１項((保税運送))の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を配達郵便局に提示させ、その郵便物を交付する。 ハ　（同左）
（放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い） 76－４－６　放射性物質を包有する輸入郵便物について、郵便事業株式会社から法第 76 条第３項の規定による通知を受けた場合は、直ちに名あて人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（販売業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第４条第１項）又は許可使用者（同法第３条第１項）にあっては、同法第９条((許可証))に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第３条の２第１項）にあっては、その使用について文部科学大臣に届け出たことを証する書類)、郵便物の外装容器に記載された「Mati´eres radioactives. Quantites admises au transport par la poste.（放射性物質。郵送許容量）」の表示（万国郵便条約の施行規則（平成７年郵政省告示第 643 号）第 2402 条第２項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。	（放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い） 76－４－６　放射性物質を包有する輸入郵便物について、日本郵政公社から法第 76 条第３項((日本郵政公社からの通知))の規定による通知を受けた場合は、直ちに名あて人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（販売業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第４条第１項）又は許可使用者（同法第３条第１項）にあつては、同法第９条((許可証))に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第３条の２第１項）にあつては、その使用について文部科学大臣に届け出たことを証する書類)、郵便物の外装容器に記載された「Mati´eres radioactives. Quantites admises au transport par la poste.（放射性物質。郵送許容量）」の表示（万国郵便条約の施行規則（平成７年郵政省告示第 643 号）第 2402 条第２項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内密検査は省略して差し支えない。
（輸入郵便物からの検査試料の採取） 76－４－７　輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第 105	（輸入郵便物からの検査試料の採取） 76－４－７　輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第 105

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
条第１項第３号の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。 ⑴　受領書（適宜の様式による。）と引換えに、郵便事業株式会社から検査試料として必要な数量の交付を受ける。 ⑵　税関は、「税関検査試料採取通知書」（Ｃ－5092）を３部（原本、通知用、郵便事業株式会社用）作成し、さきに郵便事業株式会社に交付した受領書と引換えに２部（通知用、郵便事業株式会社用）を郵便事業株式会社に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。	条第１項第３号((見本採取等の権限))の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。 ⑴　受領書（適宜の様式による。）と引換えに、日本郵政公社から検査試料として必要な数量の交付を受ける。 ⑵　税関は、「税関検査試料採取通知書」（Ｃ－5092）を３部（原本、通知用、日本郵政公社用）作成し、さきに日本郵政公社に交付した受領書と引換えに２部（通知用、日本郵政公社用）を日本郵政公社に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。
（交付できない郵便物の関税等の徴収） 76－４－９　法第76条第４項において準用する法第70条第３項の規定により名あて人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、郵便事業株式会社において、これを公売又は売却することとなつた場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）においては、その公売又は売却する郵便事業株式会社からその旨通知を受け、法第 97 条第３項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第８条第１項第３号((公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収))並びに地方税法第 72 条の 100 第１項((貨物割の賦課徴収等))の規定により、当該郵便物を取得する者からその関税及び内国消費税等を直ちに徴収することになるので、留意する。	（交付できない郵便物の関税等の徴収） 76－４－９　法第76条第４項において準用する法第70条第３項((他法令による証明が得られない貨物等についての輸入の不許可))の規定により名あて人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、日本郵政公社において、これを公売又は売却することとなつた場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）においては、その公売又は売却する日本郵政公社からその旨通知を受け、法第 97 条第３項((税関職員以外の公務員により処分される物件についての関税の徴収))及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第８条第１項第３号((税関職員以外の公務員により処分される外国貨物についての内国消費税の徴収))並びに地方税法第 72 条の 100 第１項((貨物割の賦課徴収等))の規定により、当該郵便物を取得する者からその関税及び内国消費税等を直ちに徴収することになるので、留意する。
（国際郵便物課税通知書等の送付） 77－４－１　法第 77 条第１項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」（Ｃ－5060）を作成し、当該通知用を納付書とともに当該郵便物に添付して通関支店に引き継ぐことによって行う（この通知用は、通関支店を経て名あて人に送達される。）。 なお、同通知書の原票は、税関において保管する。	（国際郵便物課税通知書等の送付） 77－４－１　法第 77 条第１項((課税通知))の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」（Ｃ－5060）を作成し、当該通知用を納付書とともに当該郵便物に添付して通関局に引き継ぐことによつて行う（この通知用は、通関局を経て名あて人に送達される。）。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	なお、同通知書の原票は、税関において保管する。
（関税の納付前における郵便物の受取り） 77－４－３　法第 77 条第６項の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。 ⑴　同項の規定による承認の申請は、令第 67 条の２に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」（Ｃ－5100）２通（原本、承認書用）を提出することによって行わせ、承認したときは、１通（承認書用）に承認印（Ｃ－5006）を押なつして申請者に交付する。 ⑵　関税の納付前における郵便物の受取りの承認の基準は、前記 73－３－２に準ずる。 ⑶　法第 77 条第７項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供させる。 ⑷　通関支店は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、通関支店以外の郵便事業株式会社支店又は郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名あて人に交付する。 ⑸　（省略）	（関税の納付前における郵便物の受取り） 77－４－３　法第 77 条第６項((関税の納付前における郵便物の受取り))の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。 ⑴　同項の規定による承認の申請は、令第 67 条の２((関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請))に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」（Ｃ－5100）２通（原本、承認書用）を提出することによつて行わせ、承認したときは、１通（承認書用）に承認印（Ｃ－5006）を押なつして申請者に交付する。 ⑵　関税の納付前における郵便物の受取りの承認の基準は、前記 73－３－２（輸入許可前引取りの承認の基準）に準ずる。 ⑶　法第 77 条第７項((関税の納付前における郵便物の受取りの承認の際の担保))の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供させる。 ⑷　通関局は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、通関局以外の郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名あて人に交付する。 ⑸　（同左）
（亡失郵便物に係る関税等の徴収） 77－４－５　前記 77－４－１の規定により、国際郵便物課税通知書及び納付書を添付して郵便事業株式会社に引き継いだ輸入郵便物が、郵便事業株式会社で取扱中に亡失した場合には、当該郵便物に係る関税及び内国消費税は徴収しないこととして処理する。 （郵便事業株式会社による関税の納付期日の延長）	（亡失郵便物に係る関税等の徴収） 77－４－５　前記 77－４－１の規定により、国際郵便物課税通知書及び納付書を添付して日本郵政公社に引き継いだ輸入郵便物が、日本郵政公社で取扱中に亡失した場合には、当該郵便物に係る関税及び内国消費税は徴収しないこととして処理する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
77 の３－１　令第 68 条の２の規定等により、関税等の納付期日を延長する場合の取扱いについては、次による。 ⑴　災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、郵便事業株式会社の責任によらないものをいう。）により納付期日内に関税等を納付できない事実のほか、これに類するやむを得ない事由があると認められる場合には、納付期日の延長を承認して差し支えない。 ⑵　納付期日の延長の申出は、通関支店の長から外郵出張所に適宜の様式を提出することにより行う。	（新設）
第５節　シンガポール協定、メキシコ協定及びマレーシア協定に係る輸入通関	第５節　シンガポール協定、メキシコ協定及びマレーシア協定に係る輸入通関
（シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率を適用する場合の取扱い） 68－５－１　シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の３第１項　（法第61条の４において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 ⑴　輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ　暫定法第８条の６第４項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第８条の６第４項の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。	（シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率を適用する場合の取扱い） 68－５－１　シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の３第１項（（外国貨物を置くことの承認））（法第62条において準用する場合を含む。）又は第62条の10（（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認））の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 ⑴　輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ　暫定法第８条の６第４項に基づくメキシコ税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第８条の６第４項（（メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止））の規定に基づくメキシコ税率の適用停止の有無の確認を行う。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ　シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書についての確認 　輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号イ後段かっこ書、同項第３号イ後段かっこ書又は同項第４号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同項第２号イに規定するシンガポール協定原産地証明書(後記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)、同項第３号イに規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)又は同項第４号イに規定するマレーシア協定原産地証明書(後記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第７項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更にシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が添付されているときは、同条第４項、第５項又は第６項及び第８項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、シンガポール協定原産地証明書にあっては、同条第４項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的取扱いは後記68－５－13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。	ロ　シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書についての確認 　輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号イ後段かつこ書((シンガポール協定原産地証明書の提出を要しない貨物))、同項第３号イ後段かつこ書 ((メキシコ協定原産地証明書の提出を要しない貨物)) 又は同項第４号イ後段かつこ書 ((マレーシア協定原産地証明書の提出を要しない貨物)) に規定する貨物である場合を除き、同項第２号イ ((シンガポール協定原産地証明書)) に規定するシンガポール協定原産地証明書(後記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)、同項第３号イ ((メキシコ協定原産地証明書)) に規定するメキシコ協定原産地証明書(後記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)又は同項第４号イ ((マレーシア協定原産地証明書)) に規定するマレーシア協定原産地証明書(後記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第７項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。)、更にシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が添付されているときは、同条第４項 ((シンガポール協定原産地証明書の有効性))、第５項 ((メキシコ協定原産地証明書の有効性)) 又は第６項 ((マレーシア協定原産地証明書の有効性)) 及び第８項 ((シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間)) の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が次のすべての要件を満たしているか否かについて確認を行う。なお、シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第４項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	地証明書に係る貨物を送り出した際(税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内。具体的取扱いは後記68－５－13(「やむを得ない特別の事由」の意義)による。)に発給されたものであるか否かについても確認を行う。
(ｲ) シンガポール協定原産地証明書にあっては、同条第４項の規定に基づき、シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項が、メキシコ協定原産地証明書にあっては、同条第５項に基づき、メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項が、マレーシア協定原産地証明書にあっては、同条第６項の規定に基づき、マレーシア協定附属書３に定める事項が記載されていること。 　なお、メキシコ協定又はマレーシア協定においては、第三国に所在する当該原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者が本邦の輸入者に対し仕入書を発出する場合に、原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由にメキシコ協定原産地証明書の「10. Invoice」の欄又はマレーシア協定原産地証明書の「7.Invoice number and date」の欄が空欄になっている場合がある。この場合には、当該原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記68－５－21の２(メキシコ協定原産品であることについての確認)又は68－５－21の３(マレーシア原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。	(ｲ) シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第４項の規定に基づき、シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項が、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第５項に基づき、メキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項が、マレーシア協定原産地証明書にあつては、同条第６項の規定に基づき、マレーシア協定附属書３に定める事項が記載されていること。 　なお、メキシコ協定又はマレーシア協定においては、第三国に所在する当該原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者が本邦の輸入者に対し仕入書を発出する場合に、原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明であることを理由にメキシコ協定原産地証明書の「10. Invoice」の欄又はマレーシア協定原産地証明書の「7.Invoice number and date」の欄が空欄になつている場合がある。この場合には、当該原産地証明書と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、必要に応じ、後記68－５－21の２(メキシコ協定原産品であることについての確認)又は68－５－21の３(マレーシア原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。
(ﾛ) シンガポール協定原産地証明書にあっては、同条第４項に規定するシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、メキシコ協定原産地証明書にあっては、同条第５項に規定するメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定	(ﾛ) シンガポール協定原産地証明書にあつては、同条第４項に規定するシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、メキシコ協定原産地証明書にあつては、同条第５項に規定するメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号)】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、マレーシア協定原産地証明書にあっては、同条第６項に規定するマレーシア協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。 (ﾊ)～(ﾎ)　（省略） ハ　非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、シンガポールからのものにあっては、令第61条第１項第２号ロ(1)又は(2)に、メキシコからのものにあっては、同項第３号ロ(1)又は(2)に、マレーシアからのものにあっては、同項第４号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第２号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第３号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第４号ロに規定するマレーシア協定運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書として同項第２号ロ、同項第３号ロ又は同項第４号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第２号ロ(1)若しくは(2)、同項第３号ロ(1)若しくは(2)又は同項第４号ロ(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についてのシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書への記載)をもって、シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書として同項第２号ロ、同項第３号ロ又は同項第４号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書	原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により、マレーシア協定原産地証明書にあつては、同条第６項に規定するマレーシア協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)による。)により発給されたものであること。 (ﾊ)～(ﾎ)　（同左） ハ　非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、シンガポールからのものにあつては、令第61条第１項第２号ロ(1)又は(2)（(シンガポール税率対象貨物の本邦への運送方法)）に、メキシコからのものにあつては、同項第３号ロ(1)又は(2)（(メキシコ税率対象貨物の本邦への運送方法)）に、マレーシアからのものにあつては、同項第４号ロ(1)又は(2)（(マレーシア税率対象貨物の本邦への運送方法)）に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第２号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第３号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第４号ロに規定するマレーシア協定運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書として同項第２号ロ、同項第３号ロ又は同項第４号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第２号ロ(1)若しくは(2)、同項第３号ロ(1)若しくは(2)又は同項第４号ロ(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についてのシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書への記載)をもつて、シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
類の提出があってものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物がシンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品であることを確認する必要があるので、留意する。	レーシア協定運送要件証明書として同項第２号ロ、同項第３号ロ又は同項第４号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。この場合においても、当該貨物がシンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品であることを確認する必要があるので、留意する。
ニ　（省略）	ニ　（同左）
⑵　（省略）	⑵　（同左）
⑶　郵便物についての取扱い シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受けようとする郵便物についての法第 76 条第１項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。	⑶　郵便物についての取扱い シンガポール税率、メキシコ税率又はマレーシア税率の適用を受けようとする郵便物についての法第 76 条第１項ただし書（（輸出入郵便物の検査））の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記(1)に準ずる。
（シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効性の認定）	（シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効性の認定）
68－５－12　令第36条の３第３項（令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イ、同項第３号イ又は同項第４号イの規定により、税関に提出されたシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第３章、メキシコ協定第４章及び第５章第１節又はマレーシア協定第３章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。	68－５－12　令第36条の３第３項（第51条及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イ（（シンガポール協定原産地証明書の提出））、同項第３号イ（（メキシコ協定原産地証明書の提出））又は同項第４号イ（（マレーシア協定原産地証明書の提出））の規定により、税関に提出されたシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であつても、シンガポール協定第３章、メキシコ協定第４章及び第５章第１節又はマレーシア協定第３章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。
⑴　シンガポール協定原産地証明書にシンガポール協定附属書ⅡＢに規定する必要記載事項が、メキシコ協定原産地証明書にメキシコ協定第10条に規定する統一規則に定める事項が、マレーシア協定原産地証明書にマレーシア協定附属書３に規定する必要的記載事項が記載され、かつ、	⑴　シンガポール協定原産地証明書にシンガポール協定附属書ⅡＢ（（原産地証明の必要記載事項））に規定する必要記載事項が、メキシコ協定原産地証明書にメキシコ協定第10条（（統一規則））に規定する統一規則に定める事項が、マレーシア協定原産地証明書にマレーシア協定附属書

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。	３((原産地証明書の必要的記載事項))に規定する必要的記載事項が記載され、かつ、後記68－５－14(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。
⑵　シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。	⑵　シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。
イ　前記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)に規定するシンガポール協定原産地証明書の様式の「10 No.＆kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)」の欄、メキシコ協定原産地証明書の様式の「5. HS Tariff Classification Number」の欄又はマレーシア協定原産地証明書の様式の「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっても次のいずれかの場合に該当するとき。	イ　前記68－５－11(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の様式)に規定するシンガポール協定原産地証明書の様式の「10 No.＆kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)」の欄、メキシコ協定原産地証明書の様式の「5. HS Tariff Classification Number」の欄又はマレーシア協定原産地証明書の様式の「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なつても次のいずれかの場合に該当するとき。
(ｲ)及び(ﾛ)　（省略）	(ｲ)及び(ﾛ)　（同左）
(ﾊ) 上記(ｲ)及び(ﾛ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物の適用税番に属する貨物についてのシンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄又はマレーシア協定品目別規則の表下欄に掲げる条件からみて、当該貨物がシンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品と認められるとき。	(ﾊ) 上記(ｲ)及び(ﾛ)以外の場合であつて、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たつて記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物の適用税番に属する貨物についてのシンガポール協定品目別規則の表中「規則」の欄、メキシコ協定品目別規則の表下欄又はマレーシア協定品目別規則の表下欄に掲げる条件からみて、当該貨物がシンガポール原産品、メキシコ協定原産品又はマレーシア原産品と認められるとき。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ　シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。 ハ　シンガポール協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該シンガポール協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。 (ｲ)　（省略） (ﾛ) 当該輸入貨物が令第61条第１項第２号ロ(2)又は同第61条第１項第４号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合 ⑶　（省略） ⑷　紛失等の理由により再発給されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の場合には、シンガポール協定原産地証明書にあっては、当該証明書に ”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA” と、メキシコ協定原産地証明書にあっては、当該証明書に ”DUPLICATE” と、表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。 　なお、再発給されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、当初のシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が発給された日付であるので、令第61条第８項の規定の適用に当たり留意する。 ⑸　紛失等の理由により再発給されたマレーシア協定原産地証明書には、当初のマレーシア協定原産地証明書の番号及び発給年月日が記入され	ロ　シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であつても、その差が僅少であるとき。 ハ　シンガポール協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書に記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該シンガポール協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。 (ｲ)　（同左） (ﾛ) 当該輸入貨物が令第61条第１項第２号ロ(2)又は同第61条第１項第４号ロ(2)((非原産国において一時蔵置され又は博覧会等に出品された貨物))に該当する貨物であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合 ⑶　（同左） ⑷　紛失等の理由により再発給されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の場合には、シンガポール協定原産地証明書にあつては、当該証明書に ”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA” と、メキシコ協定原産地証明書にあつては、当該証明書に ”DUPLICATE” と、表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。 　なお、再発給されたシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、当初のシンガポール協定原産地証明書又はメキシコ協定原産地証明書が発給された日付であるので、令第61条第８項((シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間))の規定の適用に当たり留意する。 ⑸　紛失等の理由により再発給されたマレーシア協定原産地証明書には、当初のマレーシア協定原産地証明書の番号及び発給年月日が記入され

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ているので令第61条第８項の規定の適用に当たり留意する。なお、原産地証明書が再発給された場合、当初の原産地証明書は無効となるので留意する。	ているので令第61条第８項（(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間)）の規定の適用に当たり留意する。なお、原産地証明書が再発給された場合、当初の原産地証明書は無効となるので留意する。
⑹　貨物がメキシコから送り出された後において発給されたメキシコ協定原産地証明書の場合には当該証明書に ”ISSUED RETROSPECTIVELY” と、マレーシアから送り出された後において発給されたマレーシア協定原産地証明書の場合には当該証明書に ”ISSUED RETROACTIVELY” と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。 　なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であり、令第 61 条第８項の規定の適用に当たり留意する。また、送り出された後に発給されたマレーシア協定原産地証明書の有効期間は、貨物が送り出された日から１年間であるので、令第 61 条第８項の規定の適用に当たり留意する。	⑹　貨物がメキシコから送り出された後において発給されたメキシコ協定原産地証明書の場合には当該証明書に ”ISSUED RETROSPECTIVELY” と、マレーシアから送り出された後において発給されたマレーシア協定原産地証明書の場合には当該証明書に ”ISSUED RETROACTIVELY” と表示され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。 　なお、送り出された後に発給されたメキシコ協定原産地証明書の発給年月日は、貨物がメキシコから送り出された日であり、令第 61 条第８項（(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の有効期間)）の規定の適用に当たり留意する。また、送り出された後に発給されたマレーシア協定原産地証明書の有効期間は、貨物が送り出された日から１年間であるので、令第 61 条第８項（(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の有効期間)）の規定の適用に当たり留意する。
（「災害その他やむを得ない理由」の意義） 68－５－15　令第36条の３第３項（令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第３項又は第61条第７項並びに同条第８項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。	（「災害その他やむを得ない理由」の意義） 68－５－15　令第36条の３第３項（第51条及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第３項又は第61条第７項（(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出)）並びに同条第８項ただし書（(シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の有効期間)）に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。
⑴及び⑵　（省略）	⑴及び⑵　（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予の取扱い） 68－５－16　輸入者が令第 36 条の３第３項（令第 50 条の２及び第 51 条の８の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第３項又は第 61 条第７項の規定によるシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「シンガポール協定原産地証明書・メキシコ協定原産地証明書・マレーシア協定原産地証明書提出猶予申出書」（Ｃ－5295）２通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち１通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、２か月以内で適当と認める期間とするものとする。	（シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予の取扱い） 68－５－16　輸入者が令第 36 条の３第３項（第 51 条及び第 51 条の８の規定において準用する場合を含む。）、第 51 条の 12 第３項又は第 61 条第７項（（シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書の提出猶予））の規定によるシンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「シンガポール協定原産地証明書・メキシコ協定原産地証明書・マレーシア協定原産地証明書提出猶予申出書」（Ｃ－5295）２通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、猶予期間を記載し、うち１通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、２か月以内で適当と認める期間とするものとする。
第６節　児童ポルノ及び風俗を害すべき物品	第６節　児童ポルノ及び風俗を害すべき物品
（該当物品の処理） 69 の 11－３　法第 69 条の８第３項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第８章の定めるところによる。 ⑴　法第 34 条の規定による廃棄 ⑵　法第 45 条第１項ただし書（法第 36 条第１項、第 41 条の３、第 61 条の４、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む）の規定による滅却 ⑶　法第 75 条の規定による積戻し（児童ポルノを除く。） ⑷及び⑸　（省略）	（該当物品の処理） 69 の 11－３　法第 69 条の８第３項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第８章の定めるところによる。 ⑴　法第 34 条（（外国貨物の廃棄））の規定による廃棄 ⑵　法第 45 条第１項ただし書（（許可を受けた者の関税の納付義務））（法第 36 条第１項、第 41 条の３、第 62 条、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む）の規定による滅却 ⑶　法第 75 条（（外国貨物の積戻し））の規定による積戻し（児童ポルノを除く。） ⑷及び⑸　（同左）
（輸入者等による自発的処理の取扱い）	（輸入者等による自発的処理の取扱い）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
69 の 12－２　輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (1)　輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。 イ　一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 (イ)　法第 34 条の規定による廃棄 (ロ)　法第 45 条第１項ただし書き（法第 36 条第１項、第 41 条の 3、第 61 条の４、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による滅却 (ハ)　法第 75 条の規定による疑義貨物の積戻し (ニ)～(ヘ)　（省略） ロ　（省略） (2)　（省略） 第７節　知的財産侵害物品（輸出） （用語の定義） 69 の２～69 の 10－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ⑴～⑺　（省略） ⑻　「輸出者等」　輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び郵便事業株式会社から提示された国際郵便物の差出人をいう。 ⑼～⒅　（省略） （取締対象貨物） 69 の２－４　侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は郵便事業株式会社から提示された国際	69 の 12－２　輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (1)　輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。 イ　一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 (イ)　法第 34 条（(外国貨物の廃棄)）の規定による廃棄 (ロ)　法第 45 条第１項ただし書き（(許可を受けた者の関税の納付義務の免除)）（法第 36 条第１項、第 41 条の 3、第 62 条、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）の規定による滅却 (ハ)　法第 75 条（(外国貨物の積戻し)）の規定による疑義貨物の積戻し (ニ)～(ヘ)　（同左） ロ　（同左） (2)　（同左） 第７節　知的財産侵害物品（輸出） （用語の定義） 69 の２～69 の 10－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 ⑴～⑺　（同左） ⑻　「輸出者等」　輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び日本郵政公社から提示された国際郵便物の差出人をいう。 ⑼～⒅　（同左） （取締対象貨物） 69 の２－４　侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行うこととする。 ⑴及び⑵　（省略） （認定手続） 69 の３－１　侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 ⑴　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ　認定依頼 (ｲ)及び(ﾛ)　（省略） (ﾊ)　国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便事業株式会社支店又は郵便局（以下この節において「取扱郵便局等」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（Ｃ－5608）（以下この節において「発見通報書」」という。）をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記ロからニまでにより処理する。 ロ～ホ　（省略） ⑵　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署 イ及びロ　（省略） ハ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局等に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記⑴のロからホまでにより処理する。 ⑶　（省略）	物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行うこととする。 ⑴及び⑵　（同左） （認定手続） 69 の３－１　侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 ⑴　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ　認定依頼 (ｲ)及び(ﾛ)　（同左） (ﾊ)　国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局（以下この節において「取扱郵便局」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（Ｃ－5608）（以下この節において「発見通報書」」という。）をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記ロからニまでにより処理する。 ロ～ホ　（同左） ⑵　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署 イ及びロ　（同左） ハ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記⑴のロからホまでにより処理する。 ⑶　（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（輸出者等による自発的処理の取扱い） 69 の３－２　輸出者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 ⑴　（省略） ⑵　発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税取締部門にも通報する。 　なお、採取見本については前記 67－３－13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。 イ　（省略） ロ　国際郵便物の場合 (ｲ)　差出人が権利者からの輸出同意書を提出した場合 　取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」（Ｃ－5634）をもって通報する。 (ﾛ)　差出人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合 　権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により５日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めないこと）。 (ﾊ)　差出人が任意放棄する意思を明らかにした場合 　「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、差出人が疑義貨物	（輸出者等による自発的処理の取扱い） 69 の３－２　輸出者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 ⑴　（同左） ⑵　発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税取締部門にも通報する。 　なお、採取見本については前記 67－３－13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。 イ　（同左） ロ　国際郵便物の場合 (ｲ)　差出人が権利者からの輸出同意書を提出した場合 　取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」（Ｃ－5634）をもって通報する。 (ﾛ)　差出人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合 　権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により５日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めないこと）。 (ﾊ)　差出人が任意放棄する意思を明らかにした場合 　「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、差出人が疑義貨

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局等に対し、当該物品が差出人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。 (ニ)　差出人が国内引取りの意思を明らかにした場合 国内引取りを行う旨の書面及び権利者の同意書の提出を求め、取扱郵便局等に対し、差出人が当該物品の国内引取りを行う旨を、当該書面の写しをもって通報する。 （認定後の取扱い） 69 の３－３－１　発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 ⑴　侵害物品に該当しない物品 イ　（省略） ロ　国際郵便物の場合 取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 ⑵　（省略） （侵害物品の没収の手続） 69 の３－４　侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局等に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の２第２項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関総括知的財産調査官に協議するものとする。没収の手続は次によるものとする。 イ　（省略）	物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局に対し、当該物品が差出人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。 (ニ)　差出人が国内引取りの意思を明らかにした場合 国内引取りを行う旨の書面及び権利者の同意書の提出を求め、取扱郵便局に対し、差出人が当該物品の国内引取りを行う旨を、当該書面の写しをもって通報する。 （認定後の取扱い） 69 の３－３－１　発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 ⑴　侵害物品に該当しない物品 イ　（同左） ロ　国際郵便物の場合 取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 ⑵　（同左） （侵害物品の没収の手続） 69 の３－４　侵害物品について輸出者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の２第２項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。没収の手続は次によるものとする。 イ　（同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。 また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 第８節　知的財産侵害物品（輸入） （用語の定義） 69 の 11～69 の 21－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる ⑴～⑺　（同左） ⑻　「輸入者等」　輸入申告をした者及び郵便事業株式会社から提示された国際郵便物の名あて人をいう。 ⑼～⒅（同左） （取締対象貨物） 69 の 11－４　侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は郵便事業株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。 ⑴及び⑵　（省略） （認定手続） 69 の 12－１　侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 ⑴　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ　認定依頼 (ｲ)及び(ﾛ)　（省略） (ﾊ)　国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便事業	ロ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。 また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 第８節　知的財産侵害物品（輸入） （用語の定義） 69 の 11～69 の 21－１　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる ⑴～⑺　（同左） ⑻　「輸入者等」　輸入申告をした者及び日本郵政公社から提示された国際郵便物の名あて人をいう。 ⑼～⒅（同左） （取締対象貨物） 69 の 11－４　侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。 ⑴及び⑵　（同左） （認定手続） 69 の 12－１　侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 ⑴　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ　認定依頼 (ｲ)及び(ﾛ)　（同左） (ﾊ)　国際郵便物の場合 発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
株式会社支店又は郵便局（以下「取扱郵便局等」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（Ｃ－5808）（以下「「発見通報書」」という。）をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記ロからニまでにより処理する。 ロ～ホ　（省略） ⑵　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署 イ及びロ　（省略） ハ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局等に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記⑴のロからホまでにより処理する。 ⑶　（省略）	局（以下「取扱郵便局」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（Ｃ－5808）（以下「「発見通報書」」という。）をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記ロからニまでにより処理する。 ロ～ホ　（同左） ⑵　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署 イ及びロ　（同左） ハ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、取扱郵便局に対して侵害疑義物品が発見された旨を「発見通報書」をもって通報したうえ、上記⑴のロからホまでにより処理する。 ⑶　（同左）
（輸入者等による自発的処理の取扱い） 69 の 12－２　輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 ⑴　（省略） ⑵　発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税取締部門にも通報する。 なお、採取見本については前記 67－３－13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。 イ　（省略） ロ　国際郵便物の場合	（輸入者等による自発的処理の取扱い） 69 の 12－２　輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 ⑴　（同左） ⑵　発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税取締部門にも通報する。 なお、採取見本については前記 67－３－13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。 イ　（同左） ロ　国際郵便物の場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(ｲ)　名あて人が権利者からの輸入同意書を提出した場合 取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」（Ｃ－5834）をもって通報する。 (ﾛ)　名あて人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合 権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により５日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 (ﾊ)　名あて人が任意放棄する意思を明らかにした場合 「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、名あて人が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局等に対し、当該物品が名あて人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。 （認定後の取扱い） 69 の 12－４－１　発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 ⑴　侵害物品に該当しない物品 イ　（省略） ロ　国際郵便物の場合 取扱郵便局等に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 ⑵　（省略）	(ｲ)　名あて人が権利者からの輸入同意書を提出した場合 取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」（Ｃ－5834）をもって通報する。 (ﾛ)　名あて人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合 権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により５日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 (ﾊ)　名あて人が任意放棄する意思を明らかにした場合 「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、名あて人が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、取扱郵便局に対し、当該物品が名あて人により任意放棄された旨を「任意放棄書」の写しをもって通報するとともに、引渡しを受ける。 （認定後の取扱い） 69 の 12－４－１　発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。 ⑴　侵害物品に該当しない物品 イ　（同左） ロ　国際郵便物の場合 取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。 ⑵　（同左）

別紙１

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（侵害物品の没収又は積戻命令の手続） 69 の 12－５　侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第２項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12－１の⑴のホの(ｲ)ただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 イ　（省略） ロ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。 また、取扱郵便局等に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 第７章　収容及び留置 （指定保税地域又は保税蔵置場等にある貨物の収容） 79－1　法第 79 条第１項第１号（(指定保税地域にある貨物の収容)）及び同第３号の３（(蔵入承認を受けない貨物の収容)）に掲げる貨物の収容については、次による。 (1)　（省略） （削除）	（侵害物品の没収又は積戻命令の手続） 69 の 12－５　侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第２項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記 69 の 12－１の⑴のホの(ｲ)ただし書により「認定（没収）通知書」を交付する場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 イ　（同左） ロ　国際郵便物の場合 発見部門の長は、名あて人に対して「没収通知書」を交付する。 また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。 第７章　収容及び留置 （指定保税地域又は保税蔵置場等にある貨物の収容） 79－1　法第 79 条第１項第１号（(指定保税地域にある貨物の収容)）及び同第３号の３（(蔵入承認を受けない貨物の収容)）に掲げる貨物の収容については、次による。 (1)　（同左） (2) 非自由化品目で輸入承認がない貨物のうち上記(1)のハ以外のものについては、輸入承認を受けて輸入（蔵入れ、移入れ又は総保入れを含む。）させるか、又は積戻しを行わせるものとする。 なお、これらの手続を行うことができない貨物は、次の各条件を充足する場合に限り収容するものとする。 イ　輸入者がいかなる意味においても、収容による貨物の公売又は売却による利益を得ることがないと認められるもの。例えば、次に掲げる

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2)　（省略） （保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある貨物の収容） 79－２　法第 79 条第１項第２号、第３号又は第３号の２に掲げる貨物については、法第 43 条の２、法第 57 条の蔵置期間（法第 43 条の２第２項（法第 61 条の４で準用する場合を含む。）又は法第 62 条の９の蔵置期間（法第 62 条の 15 の規定により蔵置期間の延長を承認したときは、その指定期間）を経過したときは、その期間経過後速やかに収容する。ただし、非自由化品目で輸入承認のある貨物のうち、加工貿易原材料の輸入割当を受けた貨物、その他輸入承認の際に国内に引き取ることについて特別の条件が付されている貨物については、経済産業省と協議のうえ収容するものとする。 第９章　雑則 （「手数料の額」の範囲） 100－10　手数料令第２条第４項にいう「第１項の手数料の額」には、同条	ものをいう。 (ｲ) 貨物の保管料が相当高額となっているもの (ﾛ) 貨物が腐敗若しくは変質又はそのおそれがあるもの (ﾊ) 同種の貨物の国内市場価格が著しく下落しているもの ロ　貨物の公売又は売却により国内に引き取る場合に国内経済に悪影響を及ぼさないもの ハ　貨物の公売又は売却により、不正な外貨送金が行われるおそれがないもの (3)　（同左） （保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある貨物の収容） 79－２　法第 79 条第１項第２号((保税蔵置場にある外国貨物の収容))、第３号((保税工場にある外国貨物の収容))又は第３号の２((総合保税地域にある外国貨物の収容))に掲げる貨物については、法第 43 条の２((保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間))、法第 57 条((保税工場に外国貨物を置くことができる期間))の蔵置期間（法第 43 条の２第２項（法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))で準用する場合を含む。）又は法第 62 条の９((総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間))の蔵置期間（法第 62 条の 15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場の規定についての規定の準用))の規定により蔵置期間の延長を承認したときは、その指定期間）を経過したときは、その期間経過後速やかに収容する。ただし、非自由化品目で輸入承認のある貨物のうち、加工貿易原材料の輸入割当を受けた貨物、その他輸入承認の際に国内に引き取ることについて特別の条件が付されている貨物については、経済産業省と協議のうえ収容するものとする。 第９章　雑則 （「手数料の額」の範囲） 100－10　手数料令第２条第３項（(手数料の額の計算の基準となる事項)）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第３項の規定により増額される場合を含むものとする。	にいう「第１項の手数料の額」には、同条第２項（(許可手数料の増額)）の規定により増額される場合を含むものとする。
（特定保税承認者に係る許可手数料の軽減の取扱い） 101－５　軽減蔵置場（手数料令第２条第４項に規定する軽減蔵置場をいう。この項及び次項において同じ。）又は軽減工場（同令第３条第３項に規定する軽減工場をいう。この項及び次項において同じ。）となる要件を満たさないこととなる場合の取扱いは、次による。 (1) 事前に予定されている場合 同令第２条第４項又は第３条第３項の規定により許可手数料の軽減を受けている場所が、軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たさなくなることが事前に判明している場合には、あらかじめその旨及び満たさなくなることが予定される日を前記 50－１(1)（前記 61 の５において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。）の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。 (2) 事後に判明した場合 軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、速やかにその旨及び満たさなくなった日を前記 50－１(1)の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。 (3) 手数料の追徴 (2)の申出があった場合又は税関の調査により軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、歳入徴収官事務規程（昭和２７年大蔵省令第１４１号）第７条第１項の規定により、当該満たさなくなった日に遡って、軽減前の本来納付すべき手数料を徴収することとなるので留意すること。	（新設）
（軽減蔵置場となる日等の取扱い） 101－６　手数料令第２条第４項に規定する「軽減蔵置場となる日」若しく	（新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
は「軽減蔵置場でなくなる日」又は同令第３条第３項に規定する「軽減工場となる日」若しくは「軽減工場でなくなる日」の取扱いは、次による。 (1) 「軽減蔵置場となる日」又は「軽減工場となる日」とは、以下の日をいう。 イ　前記 50－１(1)に規定する届出書が受理された日 ロ　下記(2)のロの日後に改善がなされ当該場所を所轄する税関の確認を受けた場合において、当該改善がなされた日 (2) 「軽減蔵置場でなくなる日」又は「軽減工場でなくなる日」とは、以下の日をいう。 イ　法第 50 条第１項又は法第 61 条の５第１項に規定する届出に係る保税蔵置場又は保税工場でなくなった日 ロ　前記 101－５(1)若しくは(2)の申出がなされた場合又は(3)の税関の調査が行われた場合において、軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たさないこととなった日	
（委任事項についての税関長への報告） 107－1　令第 92 条の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。 (1) 委任された権限のうち次の規定に係るものについては、その都度税関長に報告する。 イ　法第 46 条（法第 61 条の 4、第 62 条の７及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。） ロ　定率法第 13 条第１項 (2) 委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、１月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。 イ　法第 84 条第５項（法第 88 条及び第 133 条において準用する場合に限る。）	（委任事項についての税関長への報告） 107－1　令第 92 条((税関長の権限の委任))の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。 (1) 委任された権限のうち次の規定に係るものについては、その都度税関長に報告する。 イ　法第 46 条((休業又は廃業の届出))（法第 62 条((保税蔵置場についての規定の準用))、第 62 条の７((保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用))及び第 62 条の 15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))において準用する場合を含む。） ロ　定率法第 13 条第１項（((製造工場の承認)） (2) 委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、１月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。 イ　法第 84 条第５項（((収容貨物の廃棄)）（法第 88 条（((収容についての規定の準用)）及び第 133 条（((領置物件又は差押物件の処置)）に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ　法第 133 条第２項 ハ　法第 134 条第１項、第 2 項 ニ　法第 138 条第１項 ホ　法第 138 条第２項 ヘ　法第 139 条 ト　定率法第 19 条第１項 チ　関税法に関する臨時特例法第 14 条	おいて準用する場合に限る。） ロ　法第 133 条第２項（（領置差押物件の公売）） ハ　法第 134 条第１項、第 2 項（（領置、差押物件の還付公告）） ニ　法第 138 条第１項（（通告処分、告発）） ホ　法第 138 条第２項（（通告不能告発）） ヘ　法第 139 条（（通告不履行告発）） ト　定率法第 19 条第１項（（減免もどし税の製造工場の承認）） チ　関税法に関する臨時特例法第 14 条（（差押物件等の引渡し））